評価実施時期:平成19年6月

担当部局名:総務省行政管理局企画調整課 他

評価美施時期:	平成19年6月 担当: 「	部局名:総務省行政官理局企画調整課 他 ■ ***********************************
施策名	社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等	政策体系上の位置付け 1 行政改革の推進 政策 1
施策の概要	ア 国の行政組織等の減量・効率化 ア(ア)定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし 止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っ ア(イ)独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリー の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法 イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制 社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実 等の実施状況等のフォローアップ、研修会の実施等の公益法 取組等を推進している。	っている。 なで効率的な姿となるよう、共通的制度 その改正についての審査を行っている。 度の推進 現するため、公益法人の実態調査、基準
	【評価結果の概要】	
	(必要性)	
	ア 社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府 資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・ ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張 イ 公益法人の設立許可及び指導監督基準は、各主務官庁及 とされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われ 務の統一性・整合性を図る必要がある。	定員等は、予算(総人件費)の積算根拠 その抑制にも寄与するものである。 でひその権限に属する事務を処理すること
	(有効性)	
	ア(ア)「平成18年度以降の定員管理について」(平成17年10月 21年度までの5年間で16年度末定員332,239人の10%(▲ 目標。	
	→17年度▲5,549人、18年度▲7,130人、19年度▲7,222人、59.9%) また、「国の行政機関の定員の純減について」「国の行政機関の定員について、17年度末定員332,034人に関する18,936人(▲5.7%)以上の純減を確保することを→18年度▲1,502人、19年度▲2,129人、計▲3,631人の純治目標の達成に向けて着実に進ちょくしており、有効性が認	(平成18年6月30日閣議決定) に基づき、 対し、平成18年度から22年度までの5年 を目標。 咸を確保。(目標数の19.2%)いずれも
施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標 等	ア(イ)独立行政法人の審査に関して、15年度以降、法人の統 設立された58法人中45法人の役職員を非公務員化。特殊法 営競技関係法人の見直しにおいて、今通常国会提出の関連 審査。組織・業務の見直しによる大幅なコスト削減(約1, 性が認められる。	<ul><li>人の審査に関しては、政策金融改革、公</li><li>法案について、既存の決定との整合性を</li></ul>
,	イ 国所管法人の立入検査の実施状況については、目標達成度の3年間で98.0%の法人で立入検査が行われており、少いる基準がおおむね遵守されている状況であることから、その他の指標については、目標の達成には至らなかったほぼ前年度よりも改善してきている。特に、研修等で強くは、着実に改善が見られていることから、一定の有効性が	なくとも3年に1回は実施するとされて 一定の有効性が認められる。 ものの、いずれも80%を超える水準で、 要請したホームページの開設について
	(効率性)	
	平成18年度においては、「公益法人地方講習会」を都道 これにより、総務省単独で開催する場合と比べ、より少な ることができたことから、一定の効率性が認められる。	近府県との共催で開催したところである。 い費用で多数の参加者(約2万人)を得
	  (反映の方向性)	
	ア(7)国の行政機関の定員について、平成18年度から22年度ま ア(4)平成19年内を目処に策定される「独立行政法人整理合理 目標期間が終了する独立行政法人(35法人)について、経 で検討することが必要。	里化計画」に合わせ、19、20年度に中期
	イ 特に、都道府県における指導監督基準及び各種申合せ等 公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の 所管官庁における指導監督を更に推進することが必要。今 施に向けた研修等の充実を検討に力を入れることが必要。	割合については、国、都道府県ともに各

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

#### (基本目標)

- ・社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。
- ・「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。

					_	
主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の 設定根拠・考え方
毎年度の機構・ 定員審査結果	(平成17年度〜21 年度)16年度末定 員の10%以上を定 員合理化	21年度 ※定員合理化: (当該年度ま	— 進捗率 での定員合理(	16.7% 化数/定員合	38.2% 理化目標)	
n	平成18年度〜22年 度)17年度末定員 の5.7%以上の純減 を確保 ※ ※「国の行政機関の ついて」(平成18年 議決定)において、 れた目標値に差し替	定員の純減に 6月30日閣 新たに設定さ	— 室成率 までの純減数/	— /純減目標数)	7. 9%	
公益法人の設立 許可及び指導監 督基準等の遵守 状況						社会経済情勢の変 化等に対応した適 正かつ合理的な行
・公益法人本来 の事業の規模が2 分の1以上である 法人の割合 アイ 助力 ウ 全体	前年度比増	18年度	ア 49.2% イ 40.7% ウ 42.9%	ア 50.2% イ 40.0% ウ 42.6%	ア50.7% イ38.6% ウ41.7%	政を実現するため には、国の行み組 織等の減量・機構、 に向けた審査・ に負 等の適度を が を 強法人の適度 を 強法人の 道と 関 監 は に に は に は に は り は に り は り は を る が は た は り は り は り る 、 る な ら む ら ら ら ら ら ら ら ら ら り ら と る と る と る と る と る と る と る と る と る と
・情報公開率 ア 国 イ 地方 ウ 全体	100%	18年度	ア 96.8% イ 84.9% ウ 88.1%	ア 97.2% イ 84.8% ウ 88.1%	ア96.9% イ85.0% ウ88.2%	に関する取組を進めていくことが必要であることから、左記指標により評価するもので
各種申合せの実施 状況のフォローアップ結果						ある
・ 五 大 次 の か で か で か で か で か で か で か で か で か で か	100%	18年度	43. 1% (98. 2%)	39. 8% (98. 7%)	40. 5% (98. 0%)	
<ul><li>国所管法人の ホームページ開 設率</li></ul>	100%	18年度	76. 5%	81. 2%	82. 6%	

#### 施政方針演説等 年月日 記載事項 (抜粋) 施政方針演説 国家公務員について、今後5年間で5パーセント以上 減らす。 平成18年1月20日 平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度 末総数の5%相当数以上の純減とすることを目標とし 簡素で効率的な政府を 実現するための行政改 革の推進に関する法律 て、これを達成するため必要な施策を講ずる。 平成18年6月2日 関係する施政方 (行革推進法) 針演説等内閣の 重要政策(主なも国の行政機関の定員の 国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とす တ) る。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度か ら22年度までの5年間で・・・・18,936人(5.7%)以上 純減について 平成18年7月7日 の純減を確保する。 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水 経済財政運営と構造改 準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の 強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方にお いても同様の取組を行うことを要請する。 革に関する基本方針 2006 平成18年7月7日

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名: 自治行政局行政体制整備室 外2課室 政策体系上の位置付け 施策名 地方行革の推進 行政改革の推進 政策 2 地方分権の推進を効果的に実施するためには、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の 変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような体制を整備していくことが求められている。そのため、 方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月)及び「地方公共団体におけ 施策の概要 る行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月)を示し積極的な行政改革の推進に努めるよう 通知するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結 果を広く国民に公表する 【評価結果の概要】 (総合的評価) 地方行革の円滑な実施を助言する立場から総務省として指針を策定し、各地方公共団体に対して、簡 素で効率的・効果的な地方行政体制の整備・確立の自主的な取組を要請している。地方行革は各地方公 共団体の自主的な取組によるものであり、一定の指標等により目標を定めてその達成状況から総務省の 政策を評価することは困難であるが、参考となる指標の状況から、地方行革が進展していることが確認 できる。 (必要性) 少子・高齢化、住民ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変化しつつある状況下で、地方分権の推進を効果的に実施するためには、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟 かつ弾力的に対応できるような体制を整備していくことが求められている。また厳しい財政や地域状況 等を背景に地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、地方公共団体においては 首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、行政改革に取り組んでいく必要がある。そのため、総務省としても、地方公共団体の取組状況を調査、公表し、行政改革の推進 を促していく必要がある。 (有効性) 調査初年度であった集中改革プランの公表状況については、95%を超える状況であり、未公表団体に ついても公表に向けた取組が見られている。その他の指標についても前回調査時に比べ向上しており、 **施策に関する評**|地方行革の進展が見られることから取組に有効性が認められる。 価結果の概要と 達成すべき目 (効率性) 標等 集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携し行ったことは、情報の共有化が図れたととも に、地方公共団体の負担軽減にも資したため、効率的であったと評価できる。 (今後の課題、取組の方向性等) 集中改革プラン未公表団体について、引き続き早期の公表を要請していくとともに、公表団体に対し ては、集中改革プランの実施状況のフォローアップを行い、必要に応じての助言、実施状況の公表を行 い、地方行革を促進していく。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 (ア) 集中改革プランの公表状況 (ウ) 給与情報等公表システムによる公表状況 平成 18 年 7 月 H17 年度 H18 年度 都道府県 45 団体 (95.7%) 都道府県 47 団体 (100%) 47 団体 (100%) 政令指定都市 15 団体 (100%) 政令指定都市 14 団体 (100%) 15 団体 (100%) 1,557 団体(85.1%) 1,712 団体(94.5%) 1,496 団体 (95.2%) 1,618 団体(85.6%) 1,774 団体(94.7%) (イ) 地方公務員の総定員 (エ) 各地方公営企業における経営計画の策定状況 H17 H18 H16 年度 H17 年度 H18 年度 総職員数(人) 3,08 13.4% ※各年4月1日現在 平成 17 年度から、団体数で算出。(平成 16 年度まで

			は事業数で算出)
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	閣議決定「今後の行政改革の方針」	平成16年12月24日	社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。
関係する施 方針演更改 閣の重なもの)	치	平成17年12月24日	ア②地方公務員の純減目標:4.6%以上の純減確保に向けた各地方 団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一 層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。 イ②地方公務員給与:地域の民間給与の水準を的確に反映したもの になるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底 し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報 公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底 する。
(主な00)	閣議決定 「経済財政運営と構造改革 に関する基本方針2006」		住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新たな指針を策定する。地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏またた取組に加え地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:行政評価局総務課、政策評価官室 政策体系上の位置付け 政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国 施策名 民への説明責任の徹底 行政改革の推進 政策3 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実 総務省は、 各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、 施策の概要 府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価(統一性・総合性 確保評価)及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動(客観性担保評価 活動) を実施 【評価結果の概要】 (1) 必要性 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性 を高めるための仕組みは、必要不可欠。 下記のとおり、測定指標に係る目標は達成しており、有効性は認められるが、引き続き、充実・強化を 図るための取組が必要。 (3) 効率性 総務省が行う統一性・総合性確保評価については、処理に長期間を要しており、評価結果の早期の政策 への反映を図るために、一層の効率性の向上が必要。 (4) 反映の方向性 ・重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みの検討 ・規制の事前評価の円滑な実施の推進 ・政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開 等 施策に関する 評価結果の 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 概要と達成す べき目標等 基本目標・指標の 基本日標 主な指標 目標値 月標年度 16年度 17年度 18年度 設定根拠・考え方 効果的かつ効率的な行政は政策評価の的 各府省及び総務省 各府省における評 こおける政策評価 価の実施及び質の れるものであり、各府省において、これに資 する政策評価が行われていることが重要で の適切な実施及び 向上(実績評価方 対前年 18年度 55.5% 54.6% 質の向上並びに評 式における目標の 度比增 ある。したがって、各府省における評価の 価結果の政策への 数値化等の割合) 適時・的確な反映に 実施状況及び質の向上の状況を本政策の より、効果的かつ効 指標として設定する。 国民の政策評価に 率的な行政が推進 国民への説明責任は、基本的には政策評 されるとともに、政策 関する認識及び政 価に関する情報の公表によって果たされる 評価に関する情報 策評価の活用の状 ものであるが、説明責任の徹底状況は、国 況(アンケートでの 対前年 の公開により、国民 民の政策評価に関する認識及び政策評価 18年度 51.1% 60.0% 「政策評価につい 度比增 への説明責任の徹 の活用の状況によって判断されるものであ て知っている」との とから、認識及び活用の状況を本政策 底が図られること。 回答割合) の指標として設定する。 施政方針演説等 年月日 記載事項 (抜粋) 行政改革の重要方針 平成17年12月24 8 政策評価の改善・充実 日閣議決定 政策評価の改善・充実を図るため、 「政策評価に関する基本方針」 (平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。)等を踏まえ、 以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の 政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や 達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策 評価と予算・決算との連携強化を図る。 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改 善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。 関係する施政方 針演説等内閣 の重要政策(主 規制改革・民間開放推進3か年計 平成18年3月31 17年度重点計画事項 なもの) 規制の見直し基準の策定等 画 (再改定) 日閣議決定 規制影響分析 (RIA) の義務付け 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、 総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、

【平成18年度措置】

規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。

また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、 積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省はこ れを促進するために必要な措置を講ずる。 【平成18年度措置】

評価実施時期:平成	成19年6月 担当部局名						部局名:	:行政評価局総務課、行政相談課			
施策名	行政評価・監視		行政相	談制度	の推進	による	行政制		政策体系上の位置付け		
	度・運営の改善	<del></del>						1	行政改革の推進	政策 4	
施策の概要	中立・公正な5 価・監視、国民な 行政相談により、	いら国の行政全	般に関	する苦情	等を受け	け付け、			基づき勧告等を行 関に必要なあっせ		
施策の概要の目標等	たて(省様充(め談こ(・・・・ 【	はな炎 犬さる 見容すが句見こと所中つ口 定全のの い向りら るににでいた に性て認性に一に・・ってと 指標に活取 で上、れ 勧対た回にの い向りら るにけ話話 はが職る 告応新線 はが職る 告応新線 ないし 深たがが 、必員。 等し規数	か要 るる国必 処要が のた広の 標 B 90% 90% 90% 90% 90% 90% 90% 90% 90% 90%	苦欠 は、一 長段処 の評本の 測 目 18 で措置	広 て題さ 要つ場 向視の 16年 89.2% 後 95.1% つ領 95.4% 19.1% で 16年 89.2% 19.1% 19.1% に 16年 89.2% 19.1% 19.1% に 16年 89.2% 19.1% 19.1% 19.1% に 16年 89.2% 19.1%	Table   Ta	そ は高組 期のよ 家 18年度 以 100.0% 96.2% 所能 100.0%	<ul><li>央 らし要</li></ul>	おいる 度をス の 等	民 象国踏 をのっ	
	施政方針	演説等	年。	月日			記載	事項	(抜粋)		
関係する施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)	_			_				_			

実績評価書 p44

評価実施時期:平成19年6月

#### 担当部局名:総務省行政管理局行政情報システム企画課 他

政策体系上の位置付け 行政の透明性の向上と信頼性の確保 施策名 1 行政改革の推進 政策5 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用 (ア)情報公開制度、(イ)個人情報保護制度 行政手続制度の適正かつ円滑な運用 (ア) 行政手続法、(イ) 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」 施策の概要 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上 【評価結果の概要】 (必要性) ア(ア)行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府及び独立行政法人等 の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするために行政機関情報公開法、独法情報公開法の適切 かつ円滑な運用が必要。 (イ) 行政機関及び独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために、行政機関個人情報 保護法、独法個人情報保護法の適切かつ円滑な運用が必要。 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とする 行政手続法や「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の適正かつ円滑な運用が必要 ウ これからの地方公共団体は、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となっている。そのため、行政上の意思決定の内容及び過程を住民に明らかにする制度を整備していくことが必要であり、行政機関情報公開法第26条、行政 手続法第46条の規定を踏まえ、情報公開条例、行政手続条例の早期策定を促していくことが必要。 (ア) 平成17年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、年々増加していた件数が初め て減少している。しかし、依然として多くの国民に利用されており、本制度については、おおむね適正かつ 円滑な運用が確保されており、法の趣旨の徹底等の取組の有効性が認められる。 ア(イ)平成17年度の行政機関個人情報保護法の施行状況調査結果をみると、一部においては、漏えい等事 案の発生が見られるものの、すべての事案において再発防止策を講じるなどの措置が図られているところで ある。また、各行政機関に対し、この結果を踏まえ、改めて個人情報の管理等のために必要な措置を講じるよう通知していることなどから、本制度について、おおむね適正かつ円滑な運用が確保されており、法の趣 旨の徹底等の取組の有効性が認められる。 イ (ア) 平成17年度に、各府省における行政手続法の施行状況を把握するため、同法の施行状況調査を実施 平成18年5月にその調査結果を公表した。また、平成18年4月から施行されている意見公募手続等を含 めた行政手続法の内容の周知をより一層徹底し、その適正かつ円滑な運用を推進するため、ブックレットや Q&A形式を導入しているなど分かりやすいDVDの作成・配布等を実施し、多くの国民や行政機関に複数手段 による制度の認知の機会を提供したことから、行政手続法の内容の周知に関する取組の有効性が認められ 施策に関す イ(イ)平成17年度の各府省における行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査を実施し、平成18 年9月にその調査結果を公表した。また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘 等を踏まえ、同制度の対象範囲を拡大することなどの制度改正及び同制度の周知の徹底や回答期間の短縮化 る評価結果 の概要と達 成すべき目 などの運用改善について検討しており、制度改正や運用改善に向けた取組が進ちょくしていることから、 標等 法令適用事前確認手続制度の適正な運用を図る取組の有効性が認められる。 ウ情報公開条例は、平成18年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成18年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団 体、市区町村で99.6%の団体が制定済みである。制定の状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組 によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められ る。 (効率性) ア平成18年度には、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保するため実施してい る広報活動、調査研究等の契約について、一般的な随意契約から企画競争を経た随意契約に移行するなど、 予算執行の効率化のために取り組んでいる。 イ閣議決定に基づく意見提出手続(旧制度)は行政手続法の一部に法制化されたところであり、旧制度の 実施状況調査については、透明性の確保に留意して必要な調査項目に関してのみ行うこととし、他の事項を 重点的に実施したことから効率性が認められる。 ウ制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行った とは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。 (反映の方向性) ア引き続き、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。 法の趣旨の徹底、情報提供施策の充実、行政機関及び独立行政法人等の職員への研修の充実について取り組 む。 イ(ア)引き続き、行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する。特に審査基準の未設定状況の解消、イン ターネット上での審査基準等の公表の推進、意見公募手続等の実施状況のフォローアップ及び同手続の周知 を図る。 「(イ) 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における指摘等を踏まえ、行政機関による法令 適用事前確認手続の制度改正や運用改善を行う。同制度の対象範囲を拡大するなどの制度の改正、行政機関 による実施状況の調査、法令適用事前確認手続の制度の周知や回答期間の短縮化などの運用改善を行う ウ 情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、早期に制定するよう、助言等を行う。また、意見公 募手続について、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進する。 以上のことが円滑かつ十分に行われるために、継続的な予算の確保を行う。

	【達月	成すべき目標、	測定指標、目標	期間、浿	定結果	等】	
		基本目標	主な指標	目標値	目標年度		基本目標・指標の設定根 拠・考え方
施策に関す る評価結果 の概要と達 成等	い 言 c	国の行政機関等 こおける情報公 開、個人情報保 雙及び行政手続 の各制度の適正	行政機関情報公 開法等の施行状 況	-	_		行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公
標等	かつ円滑な運用並びに地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。	行政手続法の施 行状況	_	_		開等を推進していくことが多くであることがら、国における制度の制度の制度の制度の機状況、地方における記指標により評価するものである。	
関係する施	施正	政方針演説等	年月日			記載事項(抜粋)	
関 政 方 関 の 関 の に ま の に も の )		_	_			_	

評価実施時期:平成19年6月

# 担当部局名:人事,恩給局総務課

		担当部局名:人事・恩給局総務課 政策体系上の位置付け
施策名	国家公務員の適正な人事管理の推進	1 行政改革の推進 政策 6
施策の概要	ア 公務における多様な人材の確保と活用 イ 国家公務員の高齢対策と再就職の適正化 ウ 国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	<u>.</u>
1結果の概要と	【評価結果の概要】 (必要性) 国家公務員制度については、複雑多様化する行政課題現するとともに、行政に対する国民の信頼を確保するだとして適正な人事管理を推進することが必要である。 (有効性) (1)公務における多様な人材の確保と活用・各種啓発事業におけるアンケート結果では、約9割が立っていると考えられることから、政策の有効性が認め・各府省に対し、各種人事交流状況の調査を実施が実現しており、各府省の適正な人事管理に役立っている。・平成18年度における国家 I 種試験の事務系区分試験22.4%にとどまっているが、17年度に比べると0.9ポイていると考えられることから、有効性が認められる。・配置転換の取組については、平成19年度の配置転換目も含む。)という成果を得ており、総人件費改革の一般方式を表し、自動を表している。	ためには、人事管理面からも各府省が連携し、政府全代が満足と回答しており、各府省の適正な人事管理に役められる。 「民間から国への職員の受入状況」、「国と地方公交だけ、多くのおいる。ことから、政策の有効性が認められることから、政策の有効性が認められて、法律・経済)の採用者のうち、女性の割合は、シト増加しており、各府省の適正な人事管理に役立って持力が関係である国の行政機関の定員純減に貢献していることが関係である国の行政機関の定員純減に貢献していることがある。 8府省で、実情に応じて退職準備プログラムが実施された。有別性が認められる。 8府省で、実情に応じて退職準備プログラムが実施された。有別性が認められる。 8府省で、実情に応じて退職準備プログラムが実施された。有別性が認められることから、18年度は16府省(講習会への斡旋に、本の省で、大学を表示していると考えられることがある。とのカウンセラーに対する講習会については、有別性が表示と、各府省の健康管理等の担当者から多数の参加により、と、大学により、経費を軽減した。また、各府省の健康管理等の担当者から多数の参加により、と、大学により、経費を軽減した。また、各府省の対域を関係できるフォローアップ調査については、大事院と共同で実により、経費を軽減した。
	(反映の方向性) ・啓発事業の実施時期等を検討 ・官民人事交流の拡大方策等についての検討 ・女性国家公務員の採用等にかかる各府省における取終報提供 ・配転異動職員へのアフターケアの充実を検討 ・人材バンクの予算の縮小・廃止について検討	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果	果 等】
	基本目標 参考となる指標 16年度	17年度 18年度 参考となる指標の設定根拠・考え方
	国家公務員の人事管 理に係る諸施策を適 切に実施することに より、政府全体とし	839人 1,058人 本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政
	ての適正な人事管理 の推進を図る。 道数 (注) 7人	府全体としての人事管理の取組状況等を おす「参考となる指標」により、本政策

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
方針演説等内 閣の重要政策	施政方針演説	平成19年1月26日	国と地方の行財政改革の推進
1\ \_'& UV/	経済財政運営と構造改革に 関する基本方針2006	平成18年7月7日	「簡素で効率的な政府」への取組 (官民の人事交流の強化・拡大)

評価実施時期:平成19年6月

担当部局名:自治行政局行政課 外2課室

施策名 分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等 政策体系上の位置付け

2 分権型社会への着実な移行 政策 7

分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討

第28次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の 見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部改正を行うとともに、引き続き地方分権を 推進し、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を進める。

市町村合併の推進

基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進 することが必要であり、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、引き続き、 自主的な市町村合併を積極的に推進していく。

#### 施策の概要

行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上(再掲)

行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表すること を要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その 結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。また、自己決定権の 拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図る ことが一層重要となり、情報公開条例(要綱を含む。以下同じ。)、行政手続条例(要綱を含む。以下 同じ。) の制定が必要であることから、制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行う。

#### 【評価結果の概要】

分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討

第28次地方制度調査会からの答申等を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出さ れ、審議を経て成立したところであり、地方の自主性・自律性の確保や議会制度の充実、中核市の指定 要件の緩和等が図られる内容とされたことから、分権型社会に対応した地方制度の確立のために必要な 施策として有効であったと認められる。

また、新たなる地方分権改革のための推進体制を規定する「地方分権改革推進法」が平成18年12月7 日に成立し、今後、「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の 関与の在り方の見直し等を行っていくこととなった。このことから、内閣府に地方分権改革推進委員会 が設置されたところであり、引き続き、総務省としても分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検 討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進していく必要がある。

#### 市町村合併の推進

合併特例法及び平成17年施行の合併新法のもと、市町村合併により、平成20年1月までに、全国の市町 村は1,799に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、 1,433市町村が減少した。

市町村合併の推進により、 市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備 が進められており、当該施策の有効性が認められる。また、合併前の市町村と合併後の予算を比較した 場合、合併を行うことにより人件費や維持管理費の削減が達成されており、市町村合併の推進により行 政コストの削減が見られるため効率性が認められ、2016年度以降において、年間約1.8兆円の効率化が推 計される。しかしながら、地方財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、「市町村合併後の自 治体数は1,000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推 進していく必要がある。

#### 施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標 等

7 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上(再掲) 地方公共団体の集中改革プランの公表状況は、都道府県で95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では 95.1%となっている。情報公開条例、行政手続条例の制定状況はほぼ100%であり、未制定団体において も制定に向けた取組を進めている。制定の状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきた ことにより、制定率が上昇したと考えられることから、取組の有効性が認められる。制定状況の調査、 結果の公表は、既存の調査等を有為に活用したものであり効率的である。

集中改革プランの未公表団体について早期の公表を促すとともに、情報公開条例、行政手続条例の未 制定団体に対し、早期に制定するよう、助言等を行う。また、意見公募手続について、行政手続法の規 定を踏まえ、導入を促進していく必要がある。

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤 の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。

- 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討
  - ・地方自治法の一部を改正する法律案が平成18年5月31日に成立し、平成18年6月7日に公布。
  - ・中核市の指定要件緩和により、新たに13市が中核市の指定要件を満たすこととなり、 現在1市が移行への検討を始めている。
  - ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けた、新たなる地方分権改革の推進体制等 を定める地方分権改革推進法案が平成18年12月8日に成立し、平成18年12月15日に公布。

#### イ 市町村合併の推進

- ・合併件数(平成18年度):12件(合併新法下における合併1件を含む。)
- ・合併後の市町村数(平成20年1月予定):1,799(合併新法下における合併1件を含む。)
- ・人口1万人未満の市町村数:

平成16年3月31日現在 1,484 (構成比47.4%) → 平成18年3月31日現在 504 (構成比27.7%)

# 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上(再掲) ・地方公共団体の集中改革プランの公表状況

	平成 18 年 7 月
都道府県	45 団体(95.7%)
政令指定都市	15 団体(100%)
市区町村	1,436 団体 (95.1%)

# 施策に関する評 価結果の概要と 達成すべき目標等

# ・地方公共団体の情報公開条例制定率

	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成18年4月
都道府県	47 団体(100%)	47 団体(100%)	47 団体 (100%)
政令指定都市	13 団体(100%)	14 団体(100%)	15 団体 (100%)
市区町村	2,890 団体(92.9%)	2,319 団体(96.5%)	1,822 団体(98.9%)

# ・地方公共団体の行政手続条例制定率

	平成 16 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 18 年 10 月
都道府県	47 団体(100%)	47 団体(100%)	47 団体(100%)
政令指定都市	13 団体(100%)	13 団体(100%)	15 団体(100%)
市区町村	3, 126 団体 (99. 5%)	2,516 団体 (99.4%)	1,818 団体 (99.6%)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成19年1月 施政方針演説	平成19年1月26日 (第166回)	(魅力ある地方の創出) 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の3 年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関 与の在り方の見直しを行います。
	平成18年9月 所信表明演説	平成18年9月29日 (第165回)	(活力に満ちたオープンな経済社会の構築) 地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主な もの)	(閣議決定)	平成18年7月7日	○第3章 財政健全化への取組-1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組 -(4)第Ⅱ期目標の達成に向けて-②歳出改革- ii 各分野における歳出改革の具体的内容-地方財政○住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
	平成18年1月 施政方針演説	平成18年1月20日 (第164回)	(簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。 これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制 に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
	今後の行政改革の方針 (閣議決定)	平成16年12月24日	○引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 ○地方公共団体の行政改革については、これまでも平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。

評価実施時期:平成19年6月

施策の概要

#### 担当部局名:自治行政局公務員部公務員課

# 施策名 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進

政策体系上の位置付け

分権型社会への着実な移行 政策8

ア 分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立

分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進する。

イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づき行政運営を行っていくべきものであり、中でも定員管理や給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用をしていかなければならないものである。地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、地方公務員数の抑制、給与の適正化を推進する。

ウ 地方行政を担う人材の育成・確保

地方公共団体が地方分権の推進に対応してその役割を的確に果たし地域の実情に応じた行政を積極的に展開していかなければならない状況にあるが、地方公務員が地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくことができるよう、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。

#### 【評価結果の概要】

#### (必要性)

地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき行政運営を行っていくべきものであり、地方分権の進展など地方公共 団体を取り巻く環境の変化に対応するため、住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供する担い手 である地方公務員制度を改革していくことが求められている。このため、総務省では、地方公共団体の能力・実績 重視の人事制度の確立や定員管理、給与の適正化の推進等、地方公務員制度の施策の立案や情報提供を行う等、地 方公共団体の人事制度の改革を推進する必要がある。

#### (有効性)

地方公共団体が主体となって分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を行うものであり、総務省はこのような取り組みに関する施策の立案や情報提供等により地方公共団体の支援を行っていくものである。このため、総務省が一定の指標等により目標を定め、その達成状況を測ることは困難である。しかしながら、任期付採用を行っている団体数が増加していること、地方公務員の総定員が減少していること、給与情報等公表システムによる定員・給与の公表が9割を超える団体で実施されていることなど参考となる指標の状況から、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員数の抑制・給与の適正化を着実に推進していることが確認できるため、有効性が認められる。

#### (効率性)

#### 施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等

#### (反映の方向性)

地方公共団体による、能力・実績重視の人事制度の確立、任用・勤務形態の多様化の取組の支援、地方公務員の給与について地域の民間給与の状況をより的確に反映するための施策、集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化、給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表の徹底、人材育成基本方針未策定団体に対する策定の取組について、法律等の制度改正や地方公共団体に対する情報提供、助言などを引き続き実施する。

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員の定員の純減・給与の適正化を推進する。

# 〇任期付き採用を行っている団体数

		平成16年度	平成17年度	平成18年度			
	実施団体	_	91団体	124団体			
	天心凹冲		(17年7月)	(18年4月)			
i -	与情報等公表システムによる公表状況						

#### 〇地方公務員数の推移

I		H16	H17	H18
;	総職員数(人)	3,083,597	3,042,122	2,998,402
-	※各年4月	1日現在		

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等 内閣の重要	今後の行政改革の方針	平成16年12月24日 閣議決定	8 (2) ア (ア) 地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適 正化の一層の推進等 8 (2) イ地方公務員の人事制度
	行政改革の重要方針	平成17年12月24日 閣議決定	4 (1) ア②地方公務員の純減目標 4 (1) イ②地方公務員給与
政策(主なも の)		平成18年7月7日 閣議決定	別紙(I. 公務員人件費)○ 地方公務員 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組 に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国と の比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力 を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5 年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定 員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

実績評価書 p74

評価実施時期:平成19年6月

担当部局名:総務省自治財政局財政課 他3課

政策体系上の位置付け 施策名 地方財源の確保と地方財政健全化 分権型社会への着実な移行 政策9 (1) 地方財政計画等の策定 極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政 措置を講じることで、地方財源の確保に努めた。特に、平成19年度地方財政計画では、歳出面におい て活力ある地方を作るための施策等に財源の重点的配分を図り、歳入面において地方税負担の公平適 正化の推進と一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、大幅な財源不足について適切な補て ん措置を講じることとした。 (2) 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化 地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な 施策の概要 財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。 (3) 公債費負担の適正化と地方財政の健全化の推進 昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成18年度以降公債費 負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講 市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。また、現行の地方公共団体の財政再 建制度を見直し、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化及び再生のための新しい制度 を整備する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成19年6月15 日に成立した。 【評価結果の概要】 (1) 地方財政計画等の策定 平成19年度地方財政計画の策定等により、地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとと もに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとしたこ とから、施策の有効性が認められた。今後も、所要の財源の確保を図りつつ、地方歳出に対する国の 関与の廃止・縮減、税源移譲を含む国と地方の財源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を 通じて、地方財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進することが必要である。 (2) 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化 地方交付税法の一部改正により、平成19年度より簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定 (新型交付税)を導入し、算定項目数を約3割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が図られたこ とから、施策の有効性が認められる。今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たす とができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向でそ の算定方法につき引き続き簡素化等の見直しを行う必要がある。また、一定規模以上の自治体につい て、不交付団体の割合を向上させることが必要である。 (3) 公債費負担の適正化 平成18年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた30団体は全て完了し、起債制限比率が一 施策に関する評価 定水準以下となったことから、施策の有効性が認められる。その一方で、地方債協議制度への移行に 結果の概要と達成 伴い新たに実質公債費比率の適正な管理が求められることから、今後も引き続き、公債費負担適正化 すべき目標等 計画の着実な実施等により、財政収支を改善し、財政の健全化を推進する必要がある。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の 算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化 を図る。 平成18年度 平成17年度 平成19年度 参考となる指標 地方財政計画の規模 83兆7.687億円 83兆1.508億円 83兆1.261億円 64.0% 66.69 68.19 一般財源比率 14.6% 13.0% 11.6% 地方債依存度

借入金残高 地方債計画の規模 205 兆円

15兆5,366億円

204兆円

13兆9,466億円

199兆円

12兆5,108億円

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針 演説等内閣の重 政策(主なもの)	「経済財政運営と構造改 革に関する基本方針 2006」	平成18年7月7日	第3章 財政健全化への取組 1 歳出・歳入一体改革に向けた取組 (4)第II期目標の達成に向けて ii.各分野における歳出改革の具体的内容 地方対の現行法定率は堅持する。 ・過去3年間、毎年1兆円近く削減とででもらた地方交付税等 (一般会見可能性のある地方につてが現でであるののではです。) をいる大説の現行は、地方につかり、地方にでてが、地方にでです。 (一般会見可能性なが、地方の大説には、地方になり、地方で対のの地方でがある。) をいる地方で対のの地方でが表して、対しないで、はは、大学をいるが、地方となり、はは、大学を対し、地方がないで、となり、となり、は、対域をでは、対域をでは、対域をでは、対域をでは、があまりに積極的にい団体を行るの配慮を見さいで、対域をは、があまりは、で、対域をは、対域をは、対域をは、対域をは、対域をは、対域をは、対域をは、対域をは

実績評価書 p 7 9

# 平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:自治税務局企画課 外 4課室

政策体系上の位置付け 施策名 分権型社会を担う地方税制度の構築 分権型社会への着実な移行 政策10

平成19年度税制改正の概要

税制調査会等での様々な議論を背景に、社会経済情勢の変化等に対応すべく、以下のような所要の 改正を行い、地方税制度の構築に努めた。

経済活性化等

#### 【減価償却方法の見直し】

国際競争力強化の観点から、法人所得課税等における減価償却制度を次のとおり見直す。

- ① 償却可能限度額・残存価格の廃止
- ② 償却方法 (定率法の見直し)

【上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長】

上場株式等の配当及び譲渡益に係る都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減 税率の適用期限を1年延長する。

安心・安全のための税制

# 【住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設】

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った 場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額する特例措置を創設する。

環境税制

【低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長】

電気自動車等の低公害者に係る自動車取得税の特例措置について、より環境負荷の小さい 自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期間を2年延長する。

その他

- ① テレワーク設備に係る固定資産税の特例措置の創設
- ② 地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長 ③ JRに係る固定資産税の承継特例、三島会社特例の5年延長
- ④ 固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するための所要 の措置

### 【評価結果の概要】

○21世紀を迎え、少子高齢化、就労形態・ライフスタイルの多様化など、我が国経済社会の構造が大 きく変化しており、こうした構造変化に的確に対応し、持続的な質の高い経済社会を作り上げていく とともに、世代内の公平だけでなく、世代間の公平の活性化を実現するため、「あるべき税制」を実 現することが肝要である。

また、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方分権を推進するた め、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自 由度を高める改革が必要である。

の概要と達 標等

施策の概要

施策に関す|○平成18年度税制改正における、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が平成19年度から る評価結果 実施され、地方税源の充実が図られた。また、平成19年度の税制改正では、法人所得課税における減 価償却制度の見直しやバリアフリー改修促進税制の創設など、社会経済情勢の変化等に適切に対応し 成すべき目た。さらには非課税等特別措置の整理合理化などを行った。

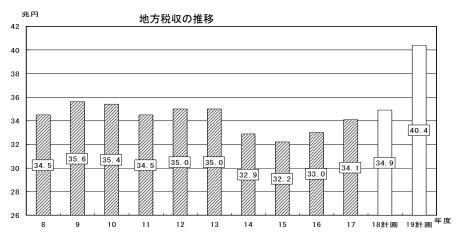
地方税制度の改正は、中・長期的な観点から所要の改正を実施するものであり、指標を単年度で比 較しても大きな変化が表れることは少ないが、上記のように社会経済情勢の変化に対応して毎年度の 改正を行うことにより、分権型社会を担う地方税制度を構築するにあたって有効性が認められるとと もに、各種団体等からの税制改正要望等を受け、税制調査会等の審議を経て、国会において社会・経 済情勢に適応した税制改正を実現していることから効率性という側面においても一定の成果が認めら れる。

○今後はさらに地方分権を推進し、地方の自主性、自立性を高め、地方が自らの責任と判断で行政 サービスを実施できるよう、引き続き地方税の充実確保を目指していくとともに、3兆円の税源移譲 が実施され、地方税のウェイトが高まることから、今後、より一層の納税環境の整備や徴収対策の強 化を図っていく必要がある。

# 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

### 施策に関す る評価結果 の概要と達 成すべき目 標等



※決算額は、地方財政計画ベース(決算統計の数値から、超過課税分、 法定外税及び利子割還付分を控除したもの)の数値である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関政説の策の係方等重主 お外要な	:	平成19年1月26日	(魅力ある地方の創出) 交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体の財政力の格差の縮小を目指します。 (国と地方の行財政改革の推進) 本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代は広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。
	経済財政運営と構造改 革に関する基本方針2 006	平成18年7月7日	第3章 財政健全化への取組 (5)地方税について、国、地方の財政状況を踏まえつつ、 交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配 分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

担当部局名: 自治行政局 自治政策課他4課室 評価実施時期:平成19年6月 政策体系上の位置付け 施策名 活力、個性、魅力にあふれる地域づくり 2 分権型社会への着実な移行 政策11 地方公共団体の地域づくりの支援、地方公共団体の国際化施策の推進、地方公共団体に おけるPFI事業の推進、過疎地域の自立促進、辺地に係る財政上の特別措置の実施等 施策の概要 の施策により活力、個性、魅力にあふれる地域づくりを図る。 【評価結果の概要】 (必要性) 地域づくりは地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備 事業に対しては、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置を行うことは、地域の活 性化に必要であると考えられる。平成19年通常国会における総理大臣の施政方針演説において も、「魅力ある地方の創出」が掲げられるなど、国民や社会のニーズを受け、政府が一丸と なって地域の再生に向け施策を推進しており、必要性が認められる。 (有効性) 活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの円滑な実施を助言する立場から総務省として指針 を策定し、各地方公共団体に対して、地域づくりの自主的な取組を要請している。地域づくり は各地方公共団体の自主的な取組によるものであり、一定の指標等により目標を定めてその達 成状況から総務省の政策を評価することは困難である。しかしながら、参考となる指標から、 地域活性化事業債の制度を一定数の団体が利用していることや18年度末の辺地数が対前年度比 1.1%減となっていることなど参考となる指標の状況から、地域づくりが進展していることが確 認できるため、有効性が認められる。 (効率性) 地域の活性化に資する事業の中でも、特に効果的な循環型社会形成、少子高齢化対策、地域 資源の有効活用促進などに限定して事業を行っているため、効率性は確保されていると考えら (反映の方向性) 施策に関する評価結 地域づくりを推進するため、継続的に事業を実施する。 果の概要と達成すべ き目標等 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 地方分権をにらんで、個性豊かで活力や魅力にあふれる地域社会の実現を推進 • 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業 ・ 辺地数の推移 及び地域資源活用促進事業の活用団体数 7.500 16年度 事業数 団体数 17年度 事業数 団体数 18年月 参考となる指揮 辺 7,000 数 6.500 15.3.31現在 | 16.3.31現在 | 17.3.31現在 | 18.3.31現在 | 19.3.31現在 7,243 7,172 6,978 6,866 → 辺地数 1年が 年月日 施政方針演説等 記載事項 (抜粋) 第166回国会総理施政 地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地 方針演説 方のやることを考え押しつけるという、戦後続いてきたや 平成19年1月26日 り方は、もはや捨て去るべきだと考えます。 関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの) 経済財政運営と構造改革 平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文 に関する基本方針2006 化共生社会構築を進める。 平成18年7月7日

評価実施時期:平成19年6月

担当部局名:行政管理局行政情報システム企画課 外

政策体系上の位置付け 利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向 施策名 電子政府・電子自治体の推進 けた電子政府・電子自治体の推進 政策12 電子政府の推進 「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づいて、国民の利便 性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指す。 地方公共団体の情報化の推進 施策の概要 「電子自治体オンライン利用促進指針」、 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライ 「新電子自治体推進指針」等に基づき、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する 電子自治体構築のための支援を着実に行っていく。 【評価結果の概要】 (必要性) 利用者にとって使いやすく利便性を実感できる行政サービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直 し・改善等を進め、申請・届出等手続のオンライン利用を促進する必要がある。 また、行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、業務・システムの最適化を着実に推進する必要がある。 IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地 方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。 「IT新改革戦略」、 「電子自治体オンライン利用促進指針」、「新電子自治体推進指針」等への対応の ため、体制の確保や調査研究等が必要である。 (有効性) 以下により、電子政府の推進について、一部に課題がみられるものの、取組の有効性が認められる。 平成18年3月に手続ごとにこれらの具体的な改善措置を定めた「オンライン利用促進のための行動計画」を策定 その後、各府省に同計画の着実な推進と追加措置の検討を要請、その結果、電子申告の税額控除等の様々 な追加措置を盛り込む形で同計画を改定した。 電子政府の総合窓口 (e-Gov)全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移し、特に平成18年度の増加が顕著 となっている、また、目標値の3,000万件を達成するなど、国民等利用者に広く利用されている状況がみられる。 IT化に対応した業務改革については、平成17年度までに最適化計画を策定した業務・システム76分野に加え、 平成19年4月までに新たに9分野の業務・システムにおいて業務システムの集中化など様々な効率化措置とそれによ る運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した最適化計画が着実に策定されている また、業務の効率化や運用経費の削減を図り、業務・システムの最適化効果を最大限に高めるため、業務・シス テムの最適化により整備される府省共通システムの共同利用化の推進を図っている。 人事・給与関係業務情報システムの導入については、平成19年度末までに各府省においてシステムを導入することとしていたが、18年度末までに2府省(うち1府省はシステム導入のみ)となっている。本最適化業務に関しては 施策に関す スケジュール等を含め、平成19年6月を目途に最適化計画を見直すこととなっている。 る評価結果 都道府県における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は100%を達成しており、地域情報ネット の概要と達 ワークの整備や公的個人認証サービスの開始、電子自治体オンライン利用促進指針の策定等の総務省の取組に有効 成すべき目 性があったことが把握できる。また、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は31.5 標等 %を達成している。 (効率性) 骨太方針2006では、全府省の業務・システム最適化に係る投資額の削減について、2007年度の予算額を当初の 予算額から2割以上削減することを目指すとされていたが、総務省が内閣官房と協力しつつ、システム構築に係る 優先順位付けやシステムの機能、単価、工数等の厳正な精査等を行い、それらを踏まえて財務省が予算査定を行 った結果、全府省として目標を大幅に超える3割の削減を達成した 総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を 推進する際の参考として「新電子自治体推進指針(平成19年3月20日)」を示して情報提供を行うなど、各地方公 共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標 を実現するための取組を行っている。 ①「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な推進を図るため、各府省における実施状況を把握すると 当該計画の目標達成に向けた追加方策を検討、②e-Govに整備した総合的なワンストップサービスへの 順次の移行作業を実施するとともに、同サービスの適切な維持・管理を図ること、③策定済みの最適化計画及び 「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に基づき、最適化の実施、実施の評価など、PDCAサイクルによ る最適化の取組を推進、等の課題に取り組むため、・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・ 管理に係る予算措置、事務改善等が必要。 イ 電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進や業務・システム の効率化、地方公共団体におけるセキュリティ対策の強化、公的分野等への利用範囲の拡大などの公的個人認証 サービスの利活用の検討、ICTを活用した住民参画の促進等に係る予算措置、事務改善等が必要。

	【達成すべき目	標、測定指標、目標期間、	測定結果	果等】						
	基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標 の設定根拠・考 え方		
	行 I こ業見め便ど行素を	国に対する申請・届出等手 続におけるオンライン利用 率	50%	22年度	1	11. 3%	15. 3%			
		地方に対する申請・届出等 手続におけるオンライン利 用率(電子自治体オンライ ン利用促進指針で選定した 対象手続に係る利用率)	50%	22年度	J	11. 3%	17. 5%	電子政府・電子自 治体の推進につい ては、国民の利便		
		業務・システムの最適化の 推進	_	_	1	最適化計 画76分野 を策定済	最適化計画83 分野を策定 済、未策定3分 野のうち2分野 については19 年度4月までに 策定済。残る1 分野を策定 中。	ものであることから、当該政策に係		
		電子政府の総合窓口 (e- Gov) へのアクセス件数 (利 用件数)	3,000万 件	18年度	約2,400 万件	約2,700万 件	約3,700万件	ある。		
		市町村における公的個人認 証に対応した電子申請シス テムの整備率	100%	22年度	1	_	31.5% (都道府県は 100%を達成)			
	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)						
	第164回国会に おける小泉内閣 総理大臣施政方 針演説	平成18年1月20日		「IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大なとを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。						
	「今後の行政改 革の方針」	平成16年12月24日閣議決定		CIO連絡会議の下、総務省において、各府省が策定する最適化計画を確認 し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価 状況のモニタリングを行う。						
関係する施 政方針演説	「IT新改革戦 略」	平成18年1月19日IT戦略本部	決定	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率 を2010年までに50%以上とする。						
等内閣の重 要政策(主な もの)	「あったな米米	平成18年8月31日各府省情報 任者 (CI0) 連絡会議決定	利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、さらなる効果の向上を図る。							
	経済財政運営と 構造改革に関す る基本方針2006	平成18年7月7日		内閣官房が総務省の協力を得て、・・・システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007年度の予算額を当初の予算額(998億円)以下(2割以上の削減を目指す。)とする。					を踏ま	
	重点計画-2006	平成18年7月26日IT戦略本部	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最 適化の推進							

評価実施時期:平成1	9年6月		担当	部局名:総合通	值基盤局電	<b>気通信事業部</b>	事業政策課	他5課室			
						政策体系	系上の位置付け	t			
施策名	電気通信事業の健全	気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供					改策」の推進	政策13			
	1 電気通信事業における競争環境の整備 ネットワーク構造の変化に対応した競争ルール等の検討を行うとともに、電気通信市場の競争状況 の評価を行い、公正な競争環境の整備を図っていく。										
施策の概要	都市部と過疎地域等	2 高速・超高速ネットワークインフラの整備 都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図るため、民間事業者に対する金融措置等を行うと ともに、地方公共団体と連携し整備を促進する。									
	3 IPv6の普及促進 国民の多くが次世代 インターネット環境を実						くを享受できる				
	【評価結果の概要】 1 電気通信事業におけ 指標である「電気通 ても、特に携帯電話に また、ブロードバン サービスが提供されつ 健全な競争が行われて	信事業者 者 者 る る る る る 。 現 の き る に の き る に の き る に の も る に る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら	」、「フ 種割引制 より、動 状では、	度や無料通話タ  画配信サービス	うの充実によ スが急速に普	り実質的にT 及するなど、	「降傾向にある 多様で高度な	) <sub>o</sub>			
	2 高速・超高速ネットワークインフラの整備 指標である「ブロードバンド・ゼロ地域」は着実に減少しており、以上の取組は有効に機能していると言える。										
施策に関する評価結 果の概要と達成すべ	3 IPv6の普及促進 平成18年度と比較した我が国へのIPv6アドレス割り振り数は増加(平成17年度91→平成18年度96) しており、IPv6への移行に向けた実証実験等で得られる各種技術や金融措置等は有効に機能してい ると言える。										
き目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】										
	電気通信事業の公正なり サービスの提供を促す。	競争環境等	の整備に	より、電気通信	言事業の健全	な発達及び個	<b>氐廉で多様・</b> 高	馬度な			
	主な指標		目標値	目標年度	16 年度	17 年度	18 年度				
	電気通信事業者数の推	移	_	_	13, 090	13, 774	14, 296				
	ブロードバンド契約者	数等の推移	_	_	19, 557, 146	23, 301, 105	26, 438, 403				
	ブロードバンドゼロ地	域の解消	Ο%	平成 22 年度	7. 0%	6. 1%	4. 8%				
	施政方針演説等	年月	<b>B</b>		記載哥	事項 (抜粋)					
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの)	第164回国会小泉内閣総 理大臣施政方針演説	]国会小泉内閣総 施政方針演説		35万から22 0割合が6パー し、世界で最も	00万人へ、 セントから2 低い料金で素	で、高速インターネットの加入者数が へ、インターネットを使った株式取引 ら29パーセントへ、それぞれ急成長 で素早く多くの情報に接することがで 国家」となりました。					

評価実施時期:平成1							情報通信政策局放送政策課 他 6 課室 政策体系上の位置付け			
施策名	高度で利便 社会の実現	性の高い多様な	放送サー	ビスをど	こでも利	用できる		Japan政策」		
施策の概要		面−2006」(平成18 長な放送サービス						ル化等によ	り、高度	で利便
施 無 無 無 無 無 の の 間 概 要 る と い の に の 目 に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 。 。 。 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	性 【 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	ていた。 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でででは、 でで	を 「TTー中で 共野る 施き的鑑術波了るいタ てす地の一実本の与開ら 種 の送 及 た再 整 現 、 『ど 国モで利 分にた 設てなみ要に時。てル はる上支ブ施取解し催れ サ 実方 に め編 備 の 目 家ナ、便 野導め 整お優、素関期 受放 、こデ援ル計組消たしる 一 現式 よ の、 を た 標で とイ国性 に入の 備り位デのすに 信送 小とざ措テ囲の世た、。 ビ との る 予外 支 め 期 さもじの まし訳 仮、性とが様そで すから置しに有帯はジ フ 円限 居 質巨 接 の 間	の はぎょう らいと ほうさう ひょう はっぱい こうさい はっぱい こうさい ないまた はいっぱい だい いっぱい こうれい ない	る 目等策な 用効方 置用価のでつく で、 ジり聴が等デめて有シ 化 をの 効 分 、 果社 指をを放 に用策 法ささ導あい認 み視 オ、可認にジらは効ス と 図継 利 を 継会 し進調送 関をも にれれ入るて知 る聴 受施能め対タれ、性テ そ る続 用 強 続 等の てめ和サ す具明 基て、を。はし と契 信策世らしれる要がム の た的 等 化 的	実 お、が一 る体確 づい日倹 、て 、約 幾と帯れて化。望あの 活 めな を し な 早現 り地取ど 調的化 くる本討 地い 3者 さし数る周に がっ技 用 の予 は た 予を 、上れス 査にさ 地と方し 上る 波数 えては。知対 あた術 の 予算 か 新 算目 デたの 研見れ 上こ式で ア人 共は あ有着まを応 っと課 促 算確 る た 確 手 うき飛音 ダネだ テスをい けに 月順 お変実た行し た言題 進 样伪 た な 伪	つ旨 「食どりではなど、こま、日質、はあるこう」と言葉、ほうでみている。 はなど ジで基る ロス、機調 ばでに、った 事えの のの め み 等で、 がい かん いん であり かん いん であり かん いん であり でいている と国 放い きょう はい かん でん でん かん と国 放い では、 のいのでは、 かん いん でん かん いん でん かん いん かん	ル 200ビ全を 口証あ 送 たお がこ とし 能 て信、ケ い 化 明 検 確 成 と の送送る ト、、 設 上て 了し 相お あ り盤法ブ は い 化 等 年 で ペメこ 実ま有 デ デ実 すて 俟り る 、充にル 全 う さ さ 度 標標 かってと 証た効 ジ ジ証 るり つ、こ ケ実基テ て 目 れ 後 !!	り で、全ィが 実、性 タ タ実 こ)、てと と 一臨づレ 実 標 た 半 標 へ 、 「面ア必 験こが ル ル験 と周 順も か ブ時くビ 施 を 課 中 のの に	で 1」ジあ 施たら 進 方通 は広 増策 世 レ法件の こ で 解 始 が すのタる しサれ 税 式じ り報 加の 界 ビに数整 と き 決 す り実ル。 、」 制 のた 割報 し有 各 の係が備 が た 方
	基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度		宿標の設定を 考え方	IX.
	地上デジタル放送の利活用の推進	利活用の推進等	活用	22年度		パイロット 実証実験を 実施	パイロット 実証実験を 実施	携帯一の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地	電信及サデのり に 変い高 で で で で で が で が で が の が の が が の の の の の の の の の の の の の	間を実送推標

		基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の設定根 拠・考え方
の推進 3 地上デジタルテレビション放送の開局数・受信可能 世帯数 4,800万 世帯			ン放送施設整備促 進臨時措置法に基 づく地上放送施設 デジタル化促進税 制等の活用	活用	22年度	167件	193件		地上デジタル放送を開始するための前提となるアナログ周波数変更対策の実施構況、放送開始に必要な設備投資に対する支援措置の進捗状況を表す高度テレビの送流の放送施設整備促進臨
(家) B S デジタル放送の普			レビジョン放送の 開局数・受信可能 世帯数 ④アナログ周波数 変更対策の実施		22年度			約4,000万	時措置法に基づく地上放送施設デジタル促進税制等の活用及び地上でジタルの開局及び地送の開局数・地でジョン放送の開局数・基本の情で可能世帯数によりるものである。
及 じまデンダル放送視聴契約者 418万件 447万件 465万件 294ル放送視聴契約者 毎月把握する。 294ル放送視聴契約者 毎月把握する。 294ル放送視聴契約者 毎月把握する。 200万 で			⑤BSデジタル放						ー 衛星デジタル放送の普及に ついては、BSデジタル放
を ( ) で (			O	_	_	418万件	447万件	465万件	送受信可能世帯数とCSデ ジタル放送視聴契約者数を 毎月把握する。
民放	吉果の概要と達成	レビの普	による地上デジタ ル放送視聴可能世 帯数		22年度			約1,870万 世帯	単品計画-2004」にあい て、「ケーブルテレビにつ いては、2010年までにすべ てデジタル化されることを 目指し」とされているとこ
デジタル放   ③概要及び実現年     システム実   放送のデジタル化完全   送技術等に   度が明確化された   課題のリス   18年度   -   技術開発課   機要及び実現年度の明		の難視聴等		1, 000世帯		623世帯		(20%)	民放テレビの難視聴等の解 消状況を示す難視聴解消世 帯数により本施策の進行管 理をするものである。
研究等		送技術等に	度が明確化された		18年度	_	_	システム実 現のための 技術開発課 題・実現年	後の次世代放送システムの 概要及び実現年度の明確化

(※1) 平成18年度政策体系表の策定時に立てた指標は、「携帯端末向け」「サーバー型放送」 「通信インフラを利用した放送」「高度なデータ放送」の各サービス状況を指標としていたが、個別のシステムに特化して見るのではなく、地上デジタル放送全体として、その特色を生かしたサービスの実用化が目標であるので、平成19年度実績評価書においては、これらの指標を統合し、地上デジタル放送の利活用の状況を把握するのに適した新たな指標に変更に変更に変更に

※2) 平成16年度にすべての民放事業者が認定されているため、今後は、地上放送施設デジタル化促進税制等の支援施策を活用し、デジタル化が積極的に進められることが期待されるため、申請件数を指標とする。
 なお、実績値については、過去に遡って、新たな指標により記載している。
 (※3) 平成18年度政策体系表の策定時に立てた目標は、当該施策のうちの一部についてのものであることから、平

(※4) 平成18年度政策体系なの定じた。 なお、実績値については、過去に遡って、新たな指標により記載している。 (※4) 平成17年度政策体系表ではBSデジタル放送への対応状況を指標としていたが、その後、ほぼすべての事業者が地上デジタル放送の再送信に対応する必要があることから、平成17年度からは実態把握に適した上記指標に変更し、平成18年度実績評価書から反映している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針 演説等内閣の重要 政策 (主なもの)	e-Japan重点計画2004 (IT戦略本部決 定)	H16. 6. 15	・地上デジタル放送の高度な利活用を図り、併せて、2006年度までの携帯受信サービスの実用化や、2008年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進・ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し、
	I T新改革戦略 (I T戦略本部決定)	H18. 1. 19	・2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。
	重点計画-2006	Н18. 7. 26	(重点計画-2006) ・ケーブルテレビについては、地上デジタルテレビ放送への完全 移行等放送のデジタル化に対応するため、2010年までにすべてデ ジタル化されることを目指し、
	経済財政運営と構造 改革に関する基本方 針2006 (閣議決定)	Н18.7.7	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の 状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

評価実施時期:平成 <b>■</b>	19年6月 担当部局名: 	情報通信政策局総合政策課 他15課室 政策体系上の位置付け
施策名	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備 等によるICT利活用の促進	4 「u-Japan政策」の推進 政策15
施策の概要	ア 地域の情報化の推進等 地域の情報化基盤となる「地域公共ネットワーク」について、全国者 る。また、沖縄においては、「沖縄国際情報特区構想」により、社会 イ コンテンツの流通促進 光ファイバー等のブロードバンド網の整備やデジタル放送の普及など 備・普及が進む中で重要性を増している、こうしたインフラを十分に び流通の促進を図る。 ウ 電子商取引の普及発展 ネットワーク上の取引における安全性・信頼性を高める電子署名の利 証業務に関する国民への普及啓発活動に取り組むことにより、電子配	★・経済のICT化を促進している。 ざ、高度な情報ネットワーク基盤の整 ご活用した、良質なコンテンツの制作及 川活用を促進するため、電子署名及び認
施策に関すると野事	正業務に関する国民への普及啓発活動に取り組むことにより、電子で 【評価結果の概要】 (総合的判断) ・地域公共ネットワークの全国整備については、平成18年度におとから、「IT新改革戦略」に基づき、地域公共ネットワークの公共団体等を支援していく必要がある。 ・「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への情法の普及啓発については、サイトの内容の充実化により、着実に活の普及啓発については、サイトの内容の充実化により、手実ででは、サイトの内容の充実化により、手実でででは、サイトの内容の充実化により、手における経路情報の記事が上でいる。・平成18年度より、インターネットにおける経路情報の誤りによ知・回復・予防に関する研究開発を実施している。・情報通信分野の人材育成については、研修受講者数が平成16年18年度2,677人と、累計を対は着実に増加している。・情報通信ニュービジネスの振興については、平成18年度助成会時点で既に25%に達しており、他の交付事業者も順次事業化を予なる上昇が見込まれ、有効性が認められる。・テレワーク・SOHOの推進については、総務省職員によるラなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。・テレワークをSOHOの推進については、総務省職員によるラなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。・テレワークをSOHOの推進については、総務省職員によるラなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。・テレワークをSOHOの推進については、総務省職員によるラないで、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会がある。・テレワークを発済のICT化を着実に推進する必要がある。	新取引の活性化を図る。  おいても未整備の地域が存在しているこ方に関する知識や対策に関する知識や対策を対策を対策を対策を対策を対象では、平成18年度において、では、平成18年度においては、平成17年度2,411人、平成ででは、平成17年度2,411人、平成でででは、中央では、本名ことがでは、でででは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き
	・地域公共不ツトリーグの主国整備については、「地域公共不実地方公共団体等が地域公共ネットワークを整備する際に、適正生性を実施していることで、ゼロから設計・整備を行うことに比・情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信さいては、国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制を整な対応等を行うことが可能となる。 ・情報通信分野の人材育成については、助成対象となる研修事業アーキテクト等、情報通信システム等の開発の上流工程を担う人性を高めている。 ・単独では民間からの出資を得ることが困難なスタートアップ其金を助成し、民間からの出資を後押しするスキームを構築すること・テレワーク・SOHOの普及促進に繋がるより実践的な取組とム」の活動と連携を図り、効率性を高めている。	現模での設計・整備を行うための情報提 、コストを低減している。 、ットワークの安全・信頼性の向上につ を備することなどにより、効率的に迅速 をの内容を高度なもの(例えば、IT 、材を育成する研修事業)に限定し効率 用のICTベンチャーに対し、国が一部の資 とにより、効率的な支援を行ってい

#### (反映の方向性)

- ・コンテンツの利用・流通に関するルールのあり方についての調査研究及び実証実験のための予算措置
- ・IPネットワークを利用したコンテンツの流通に向けた開発・実証のための予算措置
- ・電子署名及び認証業務に関する法律に基づく普及啓発活動及び調査研究の継続実施のための予算措置
- ・調査研究を実施することにより、認定制度の適切かつ効率的な運用を維持するための検討
- ・効果的な普及啓発活動の実施方法について検討
- ・国民一般に向けた情報セキュリティ周知啓発の実施、ボットネットに対処する総合的な枠組みの検討 等、情報通信分野の情報セキュリティ確保等に必要となる取組みを推進
- ・情報セキュリティ対策促進のための政策的な支援 ・国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、国と事業者間における情報 伝達体制の活用等を推進
- ・高度情報通信人材育成に向け、取り組みを引き続き推進
- ・助成した研修事業の評価の在り方等を引き続き検討
- ・ICTベンチャーの経営人材育成の充実を検討
- ・字幕放送の普及促進等のICT利用環境のユニバーサル化と障害者等の個別ニーズへの支援を引き続 き推進
- ・テレワーク・SOHOの推進について、効果的な普及啓発方法を検討

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

年月日

平成19年1月26日

#### 施策に関する評価 結果の概要と達成 すべき目標等

基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の設定根 拠・考え方
地域情報化 の推進	地域公共ネット ワークの全国整備 率	全自治体に 普及	22年度	63. 4%	71.6%	71. 9%	I T新改革戦略に基づき、 2010年までの全国整備 を目標としており、毎年度 整備状況を把握する。
化、情報セキュリティ	電子政府に用いら れるOSのセキュ リティ品質の評価 手法の確立	セキュリ ティ品質評 価手法の確 立	18年度	_	0Sの評価項 目の抽出及 び検証環境 の構築	リティ品質	安心・安全な利用環境の整 備のため、電子政府に用い られるOSのセキュリティ
対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	ボットネットによ るサイバー攻撃へ の対処	ボットネッ トに対処す る総合的な 枠組みの構 築	22年度		_	トに対処す	品質、ボットネットによる サイバー攻撃への対処方策 により進行管理する。
	情報通信分野の研 修受講者数(16年 度〜19年度)	13, 000人	19年度	3, 874人	2, 411人		情報通信分野の人材育成状 況を示す情報通信分野の研 修受講者数により本目標を 進行管理するものである。
情報通信 ニュービジ ネスの振興	ベンチャー企業に 対する助成の成果 (事業化率)	18~20年度 に助成した 案件の平均 事業化率が 70%	22年度	_	_	25%	ニュービジネスの創出状況 をより直接的に示す指標と して、ベンチャー企業に対 する助成の成果(事業化 率)を採用している。
テレワー ク・SOH Oの推進	テレワーカーが就 業者人口に占める 割合	20%	22年度	_	10. 4%	_	テレワーク・SOHOの推進を直接的に示す指標として、テレワーカーが就業者人口に占める割合を把握している。

	ı
	ŀ
関係する施政方針	
演説等内閣の重要	l
<b>展</b> の サ 1 的 0 主 女	ľ
政等(主たもの)	I.

大臣施政方針演説 日本経済の進路と戦 略~新たな「創造と 成長」への道筋~

施政方針演説等

第百六十六回国会に

おける安倍内閣総理

極的に推進します。 第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略

- 一新たな「創造と成長」への道筋-(1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革
- (ii) 生産性向上への取組
- 平成19年1月25日 (ITとサービス産業の革新による生産性の向上)

産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。 Tにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するととも に、コンデンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を 目指すなど、ITを活用した就業の機会の拡大を図る。

記載事項 (抜粋)

「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築) テレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積

#### 評価実施時期:平成19年6月

#### 担当部局名:総合通信基盤局電波部電波政策課 他7課室

# 施策名

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した 公平かつ能率的な電波利用の促進 政策体系上の位置付け 4 「u-Japan政策」の推進 政策16

### ア 新たな電波利用システムの導入

世界最先端のブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進を図るため、関連技術の研究開発及び調査研究等に基づく新たな電波利用システムの導入を実現する。

#### イ 迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進

電波の実際の利用状況の調査・評価に基づき電波の有効利用の推進をはかり、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分を実現する。

本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。

#### 施策の概要

### ウ 電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備

電波の監視や技術基準の策定等により電波利用の適正化・効率化を図り、電波の有効利用を推進するとともに、電波防護指針の策定により安心で安全な電波利用環境の一層の整備を推進する。

また、本施策の推進により、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用を促進する。

#### エ 電波の利用環境の整備

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進に貢献するため、過疎地域や遮へい空間での携帯電話等の利用が可能となるように支援を行う。本施策の進行管理のための指標の目標値は、e-Japan重点計画-2004等に基づくものである。

#### 【評価結果の概要】

#### ア 超高速インターネット衛星の研究開発等の状況

超高速インターネット衛星については、平成19年度の打ち上げを目指し、NICT運営費交付金により、その衛星搭載機器の機能実証に向けた開発が行われている。また、平成11年度からは「アジア・太平洋高度衛星通信国際フォーラム」を毎年開催している。平成18年度にWINDS(超高速インターネット衛星)利用実験の参加者を募集し、国内外から多くの実験提案が提出された。

国際フォーラムにおける国内外の衛星通信専門家等との情報交換を通じて、産官の共通認識が醸成されつつあり、本施策は有効である。また、国内外の衛星通信専門家等が一同に会するフォーラムの開催は、効率的な情報共有を可能としている。本施策はWINDS利用実験の参加者を募集した結果、国内外から具体的な実験提案が提出されたため、衛星の実用化に向けた国際共同実験の推進施策として有効である。

#### イ ITSの情報通信技術に係るITUでの標準化の状況

平成18年9月の会合において、ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上・運用上の特性 について日本提案が盛り込まれた暫定新勧告案を作成した。

### ウ 過疎地域等において携帯電話が新たに利用可能となった人口

平成18年度において、過疎地域等において新たに約42,000人が携帯電話を利用することが可能になった。

#### 施策に関する評価結 果の概要と達成すべ き目標等

<sup>能になった。</sup> - 過疎地等において、携帯電話を利用できるようになった人口数が着実に増加しており、地域住民等の 利便性の向上に有効である。

携帯電話のエリア拡大のために基地局の設置以外の方法はなく、現時点においては本施策以外の効率 的な手段は存在しない。

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

### ア 超高速インターネット衛星の研究開発等の状況(目標値:実用化、目標年度:22年度)

超高速インターネット衛星は、平成19年度の打ち上げを、及び平成22年度の実用化を目指し、 NICT運営費交付金により、その衛星搭載機器の機能実証に向けた開発が行われており、平成11年度からは「アジア・太平洋高度衛星通信国際フォーラム」を毎年開催している。また、平成18年度に参加者を募集したWINDS利用実験の円滑な実施を目指す。

#### |イ ITSの情報通信技術に係るITUでの標準化の状況(目標値:国際標準化、目標年度:21年度)

ミリ波帯を用いた車車間通信、路車間通信等の技術上、運用上の特性に関する我が国の提案について、勧告化を積極的に進めている。

引き続き国際的なITS情報通信技術の進展・標準化動向等に関する調査研究を実施する。 安全運転支援情報通信システムの実証実験を効果的・効率的に行うための体制整備。

#### ウ 過疎地域等において携帯電話が新たに利用可能となった人口(目標値:20万人、目標年度:20年度)

平成18年度において、過疎地域等において新たに約42,000人が携帯電話を利用することが可能になった。

引き続き、平成20年度までに、平成18年度からの累計で20万人の達成を目指す。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演	IT新改革戦略	2006年1月19日	Ⅱ 1. ○世界一安全な道路交通社会
説等内閣の重要政策	重点計画-2006	2006年7月26日	Ⅱ 1.4 世界一安全な道路交通社会
(主なもの)			Ⅱ 2.2(1)(ウ)条件不利地域における情報格差の是正
			Ⅱ 2.2 (3) デジタル時代に対応した電波利用等の推進
			Ⅱ 3.1 ②(1) 超高速インターネット衛星の研究開発

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:情報通信政策局技術政策課 他7課室 政策体系上の位置付け ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・ 施策名 標準化の推進 4 「u-Japan政策」の推進 政策17 国際競争力の維持・強化等を図り持続的発展や国際的地位にふさわしい国を実現するため、情報通信分野にお 施策の概要 ける研究開発・標準化を推進する。 【評価結果の概要】 (総合評価) 専門家による評価の結果、平成18年度に実施されたほぼ全て(99%)の研究開発事業について「成果あり」 との結果が得られており、目標(毎年度80%以上)を達成している。なお、平成18年度においては、重点的研究 資金制度および競争的研究資金制度により161件の研究開発事業が、総額約105億円の予算により実施さ れ、論文数が998件、特許申請数が国内外を合わせ350件に上るなど、着実な成果が見られる。 また、「戦略的情報通信研究開発推進制度 (国際技術獲得型研究開発)」などの実施によって、ITU、IETF等 への標準提案が64件に上るなど、着実な成果が見られる。さらに、アジア諸国と国際共同研究等を実施している 会合や情報通信分野の標準化協力を推進する会合などへの参加を通じて、アジア・太平洋諸国との連携強化が図 られるなど、目標達成に向けて着実に成果を上げている。 (必要性) 研究開発においては、年々着実な成果が得られているが、技術の進展がめざましい情報通信分野における新た な研究開発課題に対し、積極的かつ柔軟に取組むことや、研究開発課題の一層の重点化や取組の改善が必要である。さらに、我が国の技術の国際標準化を推進するなど、情報通信分野の研究開発に係る総合的な企画立案機能 を強化する体制整備及び研究成果の普及を一層図り、国際競争力の向上を図ることが必要である。 平成18年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク (何でもどこでもネットワーク) 技術の研究開発』など、「産業競争力の強化」等の目標達成に資するものであり有効性が認められる。 また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情 報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するための ものであり、有効性がある。 平成18年度に実施された各研究開発事業は、総務省および研究者自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精 通している外部専門家等による外部評価を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、効率性が認められ 施策に関する 評価結果の概 また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し勧告化を進めている。また、各国から単独に国際 要と達成すべ 標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携(特にAPT 共同提案)した場合、その勧告化の可能性が高くなるな き目標等 どの効果が見込めるため、次世代ネットワーク (NGN) など我が国にとって重要な検討課題について他国との 連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。 (反映の方向性) ・ユビキタスネット社会の実現に向けて、新規研究開発事業の企画等に関する検討 ・研究開発の成果が、国際競争力の維持・強化やユビキタスネット社会の実現に活かされるための取組の検討 ・我が国の将来にわたる国際競争力の確保のため、標準化活動に対し戦略的な取組の検討 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等] 目標年度 16年度 目標値 17年度 18年度 主な指標 主な指標の考え方 研究開発については、現在においても直 接的・定量的な評価手法は開発されてお らず、論文数や特許申請件数などの間接 的な指標を用い、これらを基に専門家の 意見を交えながら、必要性・効率性・有 専門家による評価に おいて成果ありと評 80% 18年度 100% 100% 99% 効性等を総合的に評価するという手法が 価される割合 一般的に用いられているため、「専門家 による評価において成果ありと評価され る割合」を指標と設定している。 標準化の評価については、総務省の標準 化政策の実施による標準化への貢献度合 いとして、国際標準化機関への標準提案 ITU、IETF等 の件数等が政策評価の指標として考えら における標準提案の 20件程度 18年度 71件 36件 64件 れる。このような観点に基づき、国際標準化機関ITU、IETF等に提案した「標準 件数 提案の件数」を指標として設定してい る。 記載事項 (抜粋) 施政方針演説等 年月日 「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす 関係する施政第164回国会における小泉内閣総 平成18年1月20日 中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研 **方針演説等内**理大臣施政方針演説 究開発を戦略的に実施してまいります。 閣の重要政策

平成17年1月21日

新しい産業や雇用の創出、国民の健康や生活の質の向上、国

の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推進し、

「科学技術創造立国」を目指します。

(主なもの)

第162回国会における小泉内閣総

理大臣施政方針演説

<u>評価実施時期:<sup>3</sup></u>	『価実施時期:平成19年6月		担当部局名:総合通信	信基盤局国際部国際政策課 他6課室				
				政策体系上の位置付け				
施策名	グローバルな高度情報	通信ネットワー	ク社会実現への貢献	4 「u-Japan政策」の推進 政策18				
施策の概要	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に向け、二国間・多国間等の枠組みによる課 題解決のための取り組み等を実施する。							
	【評価結果の概要】							
	二国間定期協議・政策対話等の実施状況及び国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加及び国際プロジェクトの実施等を通じて、我が国の情報通信分野に対する諸外国の理解が進むとともに、国際的な提言の策定に我が国の提案が反映される等、目標達成に向け成果が上がっている。 国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)の解消等の課題に加え、インターネットの影の部分への対応等、国際的な取組が必要な新たな課題に対し、積極的かつ継続的な対話・調整・支援が必要である。 二国間定期協議・政策対話等の実施及び国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加については、各国からハイレベルの実務者が参加しており、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行うことが、国際理解・国際協調の面から有効である。 (今後の課題)							
施策に関する 評価結果の概き 建標等	既に締結したMRAと併せて、我が国の電気通信機器の全輸出のうち半分以上のシェアの海外マーケットを							
	環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。							
	測定指標	目標値	目標年度	測定結果(18年度)				
	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国の情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	_	<ul><li>- ASEANとの電気通信が ・日仏ICTシンポジウン</li></ul>	総務副大臣が出席 総務大臣政務官が出席 及びIT担当大臣会合に出席 ムに総務副大臣が出席、BU英独仏との定期協議開催 チンスフォーラムに参加 等				
	アジア・ブロードバンド計画の推進 状況	10カ国以上のアジア 諸国との間でICT分野 での協力関係を推進 アジア諸国における ICT分野の人材育成 3,000人を実現	イ、シンガポールと協 22年度 587人					
	L 	年月日		載事項(抜粋)				
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002	平成14年6月25日	第2部. 2					
関係する施政 方針演説等内	e — Japan 製哈 II	平成15年7月2日	Ⅲ. 5. ITを軸	とした新たな国際関係の展開				
閣の重要政策 (主なもの)	e — J a p a n 重点計画 — 2 0 0 4	平成16年6月15日	П.	〔2〕 1.国際政策				
	重点計画-2006	平成18年7月26日	3.2 課題解決	やモデルの提供による国際貢献				
	IT新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日	3. (1) イ (ウ)	ICT産業の国際競争力強化等				

評価実施時期:平	<sup>2</sup> 成19年6月		担	当部局名:郵政行政局総務課		
上 施策名	郵政事業の適正かつ確認		る国民生活の安定向上	政策体系上の位置付け	†	
池水石	及び国民経済の健全な多	発展		5 郵政事業改革の推進	政策19	
	郵政事業の適正かつ確認 置を命じた。	実な実施を確保する	ため、日本郵政公社の業績	資評価、経営状況等の報告等、	必要な措	
   施策の概要			調査研究及び日本郵政公社	上に対する業績評価を実施する	等して、	
			け、日本郵政公社の業務、	資産等の承継に関する実施計	画が提出	
	【評価結果の概要】					
	(評価の観点)	の出況については	日本郵政公社の業績証価	経営改善命令、報告徴求等、	心亜わ世	
				辞郵政事業の適正かつ確実な実		
				バ将来動向等を把握・分析し、 等に関する調査研究等を実施し、		
	また、郵便局配置空白i されており(郵便局配置	空白市町村数0)、	これらの郵便局ネットワー	, 804市町村すべてに郵便 - クを通じて、郵便、郵便貯金		
	生命保険等のサービスが会 以上のことから、本政策			産成されている。 引き続き、実施していく必要:	がある。	
			正かつ確実な実施を確保す			
	制度:郵政事業の適 実施体制・事務のや	正かつ確実な実施をで り方等:日本郵政公	確保するため、適時適切に 社の業績評価の結果の公表	を行う。		
			かつ確実に実施する必要か 実施するため、必要な予算			
施策に関する評	実施体制・事務のや		するため、適時適切に必要 を円滑かつ確実に実施する	要な制度改正を行う。 うため、必要な見直しを行う。		
価結果の概要と  達成すべき目標  等		指標、目標期間、測算	定結果 等】			
			度の企画立案等により、垂 民経済の健全な発展を目指	『政事業の適正かつ確実な実施 『す。	を確保す	
		评価、経営改善命令、	報告徴求等、必要な措置	量を講じた。		
	を実施する等して、郵政	の企画立案に資する。 事業の適正かつ確実		更貯金・生命保険等に関する調:	查研究等	
	ウ 郵便局配置空白市町村 指標 0 市町村、1	8年度末 0市町村				
		伏況を評価すべき時	期は、日本郵政公社の中期	  経営目標期間終了後の平成1     業績評価については、「中期		
	の達成に向け順調に進ちている」(9項目)、「	ょくしている」(4 <sup>1</sup> 中期経営目標の達成し	項目)、「中期経営目標の こ向け取組が遅れている	)達成に向けおおむね順調に進 (取組の強化が必要である)」	ちょくし	
	なお、第1期中期経行	営目標の達成状況の	問・答申を経て、日本郵政 評価及び平成18年度の業	女公社に結果を通知した。	政行政審	
議会に諮問を行うこととしている。  才 郵政民営化の実施に向けた取組の状況(参考となる指標)  関係の政省令を制定したほか、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画が平成19年4						
	関係の政省令を制定したほか、日本郵政公任の業務等の承継に関する美施計画が平成19年4月27日1日本郵政株式会社から提出された。					
関係する施政方	施政方針演説等	年月日		记載事項(抜粋)		
針演説等内閣の 重要政策(主な もの)	第166回国会における 安倍内閣総理大臣施政方 針演説	平成19年1月26日		案を今国会に提出し、特別会計 まで大胆に減らすとともに、垂 から確実に実施します。		

評価実施時期:平成19年6月		担当音			部局名:郵政行政局郵便企画課国際企画室		
施策名	国際郵便分野における	国際協調の推進し	こよる利用者の利便の		政策体:	系上の位置付	·(†
旭來石	向上			5	郵政事業	改革の推進	政策20
施策の概要	ジア=太平洋郵便連合) 約や施行規則等の改正案に ても根回し・働きかけを に反映させる。 イ UPU国際事務局へ 国際郵便に関する関係 る。 ウ UPUへの財政的貢	策を国際郵便の取 等の各種国際会議 に関する議論に行い、 行力的に行い、 が の人的関 、関係国 、関係国 、関係国 、関係国	扱いに関する取決め等に に出席し、関係機関の組織を的に参画し、我が方の が国の国際郵便に係る政策 間への人的貢献を図るため 間への財政的な貢献をする。	職改革( 考えを国) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に係る議論表明すると 表明すると 祭郵便の耶 PU国際事	論、年次予算 こともに、議 対扱いに関す 事務局へ職員	の審議、条 場外におい る取決め等 を派遣す
	【評価結果の概要】						
施策に関する評価	平成18市 (1) では、の状施通政制語を関する。 大学の (1) では、の状施通政制語を関する。 (1) では、の状を関する。 (1) では、の状施通政制度、等出し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し	、条考(行常庁査の 貢国8 C選し的国(拠 便 に U)約え我規郵及請状 献際年 A出て貢際最出 分 解で が表現してする。 が表現しいでは、関に 管れ役 関等た に 予 でも、と に 予 と に 予 と に 予 と に 予 と に 予 に 予 と に 予 に ア の に の に ア と に ア と に と に ア と に と に と に と に ア と に と に	請求に関して、宛先側の記に提供することととととととととととととは関して、名の目標の記に提供するののでは、とというであり、政策を行うをであり、政でPOC(郵便されるのでは、での財政的な貢献を登り、である。となるのでは、のの財政的な貢献をもいる。となるのでは、のの財政のな可能をを負担である。というでは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の財政のは、の対政のは、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	回どもも 郵をの実 め後 埋埋 る担 者 意出、根採 政規取現 、任 事事 たし 利 志席 U回択 庁定扱に 従の 会会 めて 便 決:	UPU) がすい句 来職 )に 、ハ の 定たU・に 調るをけ か員 の参 平る 向 機関各き献 結正う円 U我 車し 1は ご 24年 1月 1日	飛機関かた ととこか ひょう 国 名 田 子 は 機関的た の案とと活 国よ い種 度日 す 年 に別に精 明 す動 際り ず案 に9 よ 1 カ 田 関力 と る環 事即 れ件 お1 う 回織す的 し 改境 務座 もの いヵ 取 開	改るに て 正の 局に 4処 て国 り 催革議行 受 提確 に派 0理 、中 組 。係に、 証 。が 遣し 国貢 PB 必 はる積こ 写 有 し が献 U本 要 、
	向こう4年間の連合の方[	向性の決定、条約	□人会職(UPUの取局)  等の改正を行うものであ  切に対応していくため、}	り、我:	が国の制度	まや業務運行	催。)は、 に大きな影
	制度:必要に応じて適時 実施体制・事務のやり方	適切な改正を行う	0			-	
	に関する関係国際機関や	滑な実施を図るた 関係国との政策協 的貢献等により、 我が国利用者の利 献	め、積極的に国際郵便関係調を推進するとともに、「 我が国の国際郵便に係る」	UPU	(万国郵便	更連合) 活動	への人的貢
	施政方針演説等	年月日	語	記載事項	(抜粋)		
関係する施政方 針演説等内閣の							
重要政策(主な もの)	·				·		·
		1					

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:郵政行政局信書便事業課						当部局:	名:郵政行政局信書	便事業課		
							る利用者の利		政策体系上の位置付	け
施策名	便の向」 化	上及び郵	便におり	ナる競争	・の促進に	こよるサ	ービスの多様	5 #	郵政事業改革の推進	政策21
施策の概要	民間事 信書便 活動便に 競争の	更事業への 注実施する こおける D 促進に J	たる信書(D参入促) る。 民間参入( よるサー	進及び利 の条件と	用者の認 競争政策 層の多様	知度の向 の在り力	]上を図るため、f ず等についての研究	言書便 空等	)に基づき、民間事 事業説明会等の周知 るための制度を幅広	• 広報
	【評価結	ま果の概要	更】							
	る利用者 者は確実	E法に基へ よの選択の ミに増加し 成19 <sup>年</sup>	D機会の している。 F度に発	拡大を図 と認めら	るため、 れる。-	信書便事 ·方、信書	『業の周知・広報》 『便制度の在り方』	舌動等 こ関す	民間事業者の参入促 を実施した結果、参 る検討については、 する政策評価書にお	入事業 施策の
	ところで	- 5年4月 ぶあるが、	国民の	基礎的通	信手段の	一つであ	り、国民生活に正	直結し	の参入が可能となっ た分野であることか 実施する必要がある	ら、引
施策に関する評価結	(有効性) 信書便事業の周知・広報活動に関する施策について、参入事業者数が平成17年度: ら平成18年度末では213社と確実に増加しており、また、いずれの役務内容についが増加していること等から、これまでの取組が有効に機能してきたものと評価できる。			務内容についても事						
ル東に関する評価指 果の概要と達成すべき目標等 (効率性) 信書便事業の周知・広報活動に関する施策について、 け及び利用者向けの信書便事業説明会を同日に同一の場					点から可能な限り事	業者向				
	(反映の方向性) ・信書便制度の一層の周知等を図るための経費について必要な予算枠を確保 ・「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の中間とりまとめ等を踏まえ、制 き事項について検討 等						正すべ			
	【连队9		示、 別 化 1 主な指標	16年度	(示規) 间、 17年度	測定結果		· 指標σ	 )設定根拠・考え方	
		<b>空</b> 中日惊	工は旧標	10十段	17十段	10十尺			の向上の達成状況を図る	客観
		利用者利 便の向上	事業者数	111	159	213	的な指標 ・他方、事業への参入	ま最終的	コに各事業者の判断に委ね こめ目標数は設定しない	
							3° 12 00 C037207.	יתפנש	287日保致は改定しない	
	施政	女方針演:	 兑等	年月	月日		記載	事項	(抜粋)	
		章がないことを前打	是とし	郵便のユニバーサル つつ、諸外国の動向 ます。						

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:消防庁予防課・防災課 外 8課室 政策体系上の位置付け 施策名 火災・災害等による被害の軽減 国民の安心・安全の確保 政策22 住宅防火対策の推進、小規模雑居ビル等の消防法令違反の是正指導、放火火災防止対策の推進、危険物施 施策の概要

設の火災・漏えい事故の総合的な防止対策を推進することなどにより、火災予防対策の強化に努めた。また、大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の充実強化、消防団や自主防災組織の活性化、公共施設等の耐震 化等の推進を行い、国と地域の防災力の強化を図ることにより、火災・災害等による被害の軽減に努めた。

#### 【評価結果の概要】

#### 〇住宅防火対策の推進

住宅火災による死者数は近年増加傾向にあり、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

平成17年は記録のある昭和54年以降最多の1,220人(放火自殺者等を除く。)であったが、平成18年は 1,187人(概数)と減少している。平成18年度で全国において90件の住宅用火災警報器の奏功事例が各消防 機関から報告されていることなどから、住宅用火災警報器の設置の促進など住宅防火対策の取組みの有効性 が認められる。

しかし、住宅火災による死者数は依然として高水準となっており、死者の半数以上は65歳以上の高齢者で あること、また、約6割は逃げ遅れによるものであることから、今後も高齢者世帯を中心に住宅用火災警報 器等の早期の普及を促進するとともに、着火抑制の機能を持つ防炎品の普及を推進していくことが重要であ

#### ○放火火災防止対策の推進

出火原因については、放火火災件数(放火の疑いによるものを含む。)が10年連続して1位であることか ら、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。

放火火災件数は、平成18年中は11,258件(概数)となり、改善傾向が見られる。これは、平成16年に取り まとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づき、チェックリストを活用した自己評価による取組みを全 国の消防機関において推進し、放火火災防止対策を実施したことに伴う効果と考えられ、有効性が認められ

しかし、放火火災件数は、依然として高水準(全出火件数の5分の1以上)にあることから、今後も同プ ランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を推進していくとともに、各地域で実践されている有効な放火火災防止の取組み事例について、情報の共有化を図っていくことが重要である。また、 放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の効果を検証していくなど、引き続き放火火災防止対策を 推進することが重要である。

#### ○緊急消防援助隊の充実強化

#### 施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等

緊急消防援助隊の充実強化については、東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏ま え、大規模災害への対応力を一層強化する必要があることから、消火部隊等を増強するなどして、平成20年 度における緊急消防援助隊の登録目標を4,000隊規模とすることとしており、この目標に向け増強整備を促 進した結果、平成19年4月1日現在3,751隊(約44,000人規模)が登録されている。

今後は目標を達成するため、義務的国庫補助金である緊急消防援助隊設備整備費補助金を確保し、 資機材等の整備を推進するとともに、先端科学による消火・救急救助技術の開発の促進及び緊急消防援助隊 の指揮及び連携活動能力の向上を図ることが重要である。

#### ○消防団員の確保

地域防災の中核的存在である消防団の充実強化は、地域防災力の向上に必要不可欠である。

消防団員を確保するために、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進を図ったが、平成18年4月 1日現在で消防団員数は、900,007人となっている。これは、新任団員を上回る団員が退職したことによる ものであり、新任団員確保の取組が一定の成果を上げて、対前年度比の団員の減少人数は縮小しているもの の退職団員数をカバーするには至っていない状況である。

消防団の充実強化のために、将来的な目標数値(団員数100万人、うち女性団員数10万人)に向けて、 機材等の整備や団員の処遇等の改善を図るとともに、マスメディア等を積極的に活用した広報の実施等を進め、新規消防団員確保のための運動を全国的に展開していくことが重要である。また、消防団協力事業所表 示制度や消防団員確保アドバイザー派遣制度等を活用した消防団員確保のための取組みを推進し、一層の消防力の充実強化を図ることが重要である。

### ○防災拠点となる公共施設等の耐震化

災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる公共施設等の耐震化が急務である。

平成16年度からの4年間で5,150棟の耐震化を予定していたが、平成17年度末までの2年間の耐震改修済み棟数は4,468棟であり、目標の80%以上を達成している。また、平成15年度の調査では、平成19年度末の 耐震率を54.1%と見込んでいたが、平成17年度の調査における同年度末の耐震率は56.4%であり、前倒しで 見込みを達成していることからも、耐震化の促進を図るための取組みに有効性が認められる。

しかし、依然として耐震率は6割に満たないことから、引き続き都道府県における耐震化緊急実施計画を 推進していくことが重要である。

### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

火災予防対策の強化、国と地域の防災力の強化を図ることによって、火災・災害等の発生件数、死者数を減らすことにより被害を軽減することを目標とする。

#### 【住宅火災による死者数】(人)

	H16年	H17年	H18年
死者数	1,038	1,220	1,187

(目標:住宅火災による死者数の減少(対前年比))

# 【緊急消防援助隊の隊数】(隊数)

	H17.4	H18.4	H19.4
隊数	2,963	3,397	3,751

(目標:概ね4,000隊(20年度))

### 施策に関する 評価 結果の 概要と達成す べき目標等

#### 【放火火災件数】(件)

	H16年	H17年	H18年
放火火災件数	14,006	12,264	11,258

(目標:放火火災件数の減少(対前年比))

# 【消防団員数】(人)

	H16.4	H17.4	H18.4
団員数	919,105	908,043	900,007

(目標:消防団員数の増加(対前年度比))

#### 【耐震化の予定数と実績】(棟数)

	予定(4年)	実績(2年)	執行率
耐震改修済み	5,150	4,468	86.8%

(目標:緊急性の高い5,150棟)

- ※ 予定:H16年度~H19年度の4年間に耐震改修を予定していた棟数。(H15調査)
- ※ 実績:H16年度~H17年度の2年間に耐震改修を行った棟数。(H17調査)

### 【耐震率(参考)】

	H15調査	H17調査
耐震率	51.3%	56.4%
見込み (4年後)	54.1%	59.8%

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第166回国会における安倍内閣 総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	国民生活の基盤となる安心・安全の確保(中略)は、政府の大きな責務であります。 大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。
関政等要の治験である。 (主なの)		平成18年7月7日	我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。(中略)国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震が戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。(一部略)・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。(一部略)・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。(一部略)
	経済財政運営と構造改革に関 する基本方針2005 (閣議決 定)	平成17年6月21日	国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。 (国民の安全・安心の確保) 大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。(一部略)
	平成19年度予算編成の基本方 針(閣議決定)	平成18年12月1日	国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。 災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。(一部略)

評価実施時期:平成19年6月 担当部局名:消防庁国民保護室 外2室 政策体系上の位置付け 施策名 国民保護体制の整備 国民の安心・安全の確保 政策23 地方公共団体の有事における対応力の向上のため、国及び地方公共団体による共同訓練を実施し たほか、適時・適切な判断・行動ができるように、各種の危機管理事象を想定した訓練の実施を促 し、地方公共団体の危機管理能力の強化を図った。 また、有事の際には地方公共団体だけが情報を保有するのではなく、いかに迅速に住民に対して 警報等の情報を伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素であることから、消防庁で は、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に 施策の概要 伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を進めたほか、国民保護法に定められた 安否情報の収集・回答事務に係るシステムの開発を行った さらに、平成18年度を目途として、市町村において国民保護計画を作成することとされていたた め、消防庁では、市町村国民保護モデル計画を作成し、平成18年1月に各地方公共団体に通知した ほか、各種説明会へ講師を派遣する等、都道府県と連携して、市町村における国民保護計画作成へ の支援を行った。 【評価結果の概要】 今日の国際社会においては、米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在等が重 大な脅威となっており、我が国においても、平成10年の北朝鮮による弾道ミサイル発射等の事案が 相次いで発生したことを受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。 このような諸情勢を背景に、平成16年9月から「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下、「国民保護法」という。)が施行されたことを受け、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻 撃事熊等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達等の多くを実施する責務を有するこ ととなることから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進していく必要 がある。 国民保護訓練の実施について、平成18年度は、平成17年度中に全都道府県の国民保護計画が作成 されたことなどから、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に35件 が実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したものや、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われ ている。 武力攻撃事態等に備えた情報伝達システムについては、同報系の市町村防災行政無線の整備率 施策に関する評価が、平成19年3月31日現在、75.2%(速報値)となり着実に増加しているほか、全国瞬時警報シス 結果の概要と達成 テム(J-ALERT)について、平成18年度は、同報系防災行政無線自動起動機のソフト改修を 行い、平成19年2月9日から、津波警報等の一部の情報について送信を開始するとともに、10都道 すべき目標等 県4市町で情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。 市町村における国民保護計画の作成に当たり、消防庁では、技術的な助言として「市町村国民保 護モデル計画」を作成・提示するとともに、市町村向け説明会への講師の派遣や、都道府県に対して市町村の計画の作成推進について要請を行うこと等を通じて、市町村における国民保護計画作成 への支援を積極的に行ってきた。その結果、平成19年4月1日現在、全市町村の93%以上に当たる 1,707団体において既に市町村国民保護計画が作成済みとなっている。 国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓 練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効であ る。 また、有事の際、住民に危機を伝える同報系の市町村防災行政無線が、住民の生命を守る上で極 めて有効であることから、引き続きその整備を推進することが重要である。今後は、全国瞬時警報 システム(J-ALERT)をはじめとした災害緊急情報伝達ネットワークの構築を図る上で、地 方公共団体における機器整備などのハード面の整備にあわせて、防災行政無線からの情報が伝達さ れたときに、どのような行動を取るべきか等を踏まえた住民への広報・啓発や訓練の実施等の取組みを進めていくことが重要である。

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

国民保護計画の作成や国民保護訓練の実施についての支援や各種システムの整備等によって、地方公共団体における危機管理体制の充実を図り、有事に適切に対応できる国民保護体制を整備することを目標とする。

# 施策に関する評価

結果の概要と達成

すべき目標等

#### 【国民保護訓練の実施状況】(回数)

種 別	H17年度	H18年度
共同訓練 (国と地方公共団体)	5	11
単独訓練 (地方公共団体)	7	24
総 計	12	35

(目標:訓練の実施率の向上(対前年度比))

### 【市町村防災行政無線(同報系)の整備率】(%)

	H17	H18	H19
整備率	70.1	74.6	75.2

(目標:整備率75%(20年度末)) ※ 各年3月31日現在。H19年は速報値。

### 【市町村国民保護計画の作成率】(H19.4.1現在)

全市町村数	作成済み市町村数	作成率	1
1,827	1,707	93%	

(目標:作成率100%(18年度末))

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における小泉内閣 総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。
関係する施政方針 演説等内閣の重要 政策(主なもの)		亚出7年1月91日	昨年、長年の懸案であった総合的な有事法制を整備しました。その円滑な実施に向け、有事の際の警報発令から住民の避難、救援など、国や地方自治体のとるべき措置の手順を定め、制度の運用に万全を期します。
	経済財政運営と構造改革に関 する基本方針2005(閣議決 定)	平成17年6月21日	【第3章 2.国民の安全・安心の確保 別表1(1)】 テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。
	国民の保護に関する基本指針 (閣議決定)	平成17年3月15日	

評価実施時期:平成	9年6月 担当部局	引名:消防庁救急企画室 外1室 → 政策体系上の位置付け
施策名	救命率の向上	成束体系工の位置刊刊 6 国民の安心・安全の確保 政策24
施策の概要	消防庁では、より質の高い救急業務を実施し、救命率の向上を受業務の高度化などに取り組んでいる。 救急需要対策については、救急需要が急増する中で、真に緊急を要とのないよう、検討会を設けて総合的な対策についての検討を重ね救急業務の高度化については、救急救命処置の状況により、救命者者に対してより高度な救急救命処置を実施することを可能とするた高規格の救急自動車等の整備を推進することにより、救命率の向上また、搬送に至るまでの処置状況により、救命率も異なることかでの間に、バイスタンダーにより傷病者に対して応急手当が実施さ際的な心肺蘇生法のガイドラインに基づく応急手当の普及啓発活動た。	要する傷病者への対応が遅れるこれでいる。 をが大きく異なることから、傷病め、救急救命士の養成・配置、 を図った。 ら、救急隊が現場に到着するまれるように、住民に対して、国
施策に関する評価を達成の概等	【評価結果の概要】 ○救急需要対策への取組 今後の高齢化の進展等を踏まえると、救急出場件数はさら動動に対するで、救急自動ら、救急自動に必要がある。 教急隊とではまり、需給ギャップの拡大からすることかかな機送が救命率の向上に資することかな機送が救命率の向上に資することが思めている。 教急隊は平成18年4月1日現在で前年比28隊増の4,779分の教急出動件数はけた取組みが成果を上げており、有効性が認め下寒に向けた取組みが成果を上げており、有効性が調力に要しているとともに、増加需要への対応を検討する必要がある。 ○高度な救急救命処置の実施高度な救急救命処置の実施高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待でき防機等の多数命処置等の適切な実施により救命率の向上が期待で消防機等のよびを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対しているととを対しているととを進めていく必要がある。 ○高度な救急救命社の企業を進めているとともに、救急救命士を含む救急隊配備率は82.急救命処置等の必要がある。 申)となるなど毎年向上しており、救急救命士制度の導入効果に設定の表達によるが、救急をは関連である。また、メディ内の力によるなど、取組みがすかとながと対しているが、取組みがあるとび、取組みがあることが把握できる。また、メディカルコントロール協議会に対しているが表達に対しているが表達に対しているが表達を表したが、取組みの対象率性に対象を対象がある。 ○現場における住民による応急手当の実施である。といるを実施しない場合による応急手当の実施で、応急手当の対象を実施しない場合による応急手当の実施で、応急手当者前のバイスタンダーによる応き当の実施は、教急を対していると変がある。 ○現場における住民による応急手当の実施で、京急には1、216千人が救命講習を受講し、平成17年には1、216千人が救命講習を含めた救命講習を含めた対命は、対の場外の検証・分析の高度化教急教命との検証・分析の高度化教急を発の処置でなおお計でしている要がある。 ○教命効果の検証・分析の高度化教急教命との検証・分析の高度化教急を発の処置でなおお計で一タを活用し、対象を発の処置を応りがある。	平均 では、

### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

救急需要対策、高度な救急救命処置の実施、現場における住民による応急手当の充実等の施策を 展開し、救急業務の充実・高度化を図ることにより、救命率を向上させることを目標とする。

#### 【救急隊数の推移】(隊数)

	H16.4	H17.4	H18.4
救急隊数	4,711	4,751	4,779

#### 【救急救命士制度の導入による救命率の推移】(%)

	H15年	H16年	H17年
救命率	6.2	6.7	7.6

(目標:救命率の向上(対前年度比))

#### 施策に関する評価結 果の概要と達成すべ き目標等

# 【消防防災ヘリコプターの救急出動件数】(件)

		マンスルシュ	
	H15年	H16年	H17年
出動件数	2,087	2,356	2,492

#### 【住民による応急手当実施率】(%)

「下でしてもららら、		<u>, 二天心:</u>	+ 1 \ / U/
	H15年	H16年	H17年
実施率	30.8	33.5	33.6

※ 心肺停止傷病者に対し、現場において住民により実施されたもの。

#### 【救急隊への配備率】(%)

	H16.4	H17.4	H18.4
救急救命士	73.0	78.2	82.4
高規格救急自動車	64.5	68.4	71.9

(目標:(平成20年度まで)

- ・全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置、
- ・全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配置)

_	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策	る基本方針2006(阁議伏正)	平成18年7月7日	救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見 地からの体制整備を図る。
(主なもの)	規制改革・民間開放の推進に関 する第1次答申(規制改革・民 間開放推進会議)		救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設けるべきであり、 その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間 委託、民間委譲を推進すべきである。

評価実施時期:	平成 1 9 年 6 月	担当部局名:統計局総	務課、政策統括官室
\tau \tau \tau	  社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役	立つ統計の体系	政策体系上の位置付け
施策名	的な整備・提供		6 国民の安心・安全の確保 政策25
施策の概要	ア 統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済作成されるための調整 イ 統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及う 統計データの利用の促進 エ 統計に関する国際協力の推進 オ 国勢の基本に関する統計の作成 カ 統計情報の的確な提供	7,2	計が
	【評価結果の概要】 (必要性) 各行政機関がそれぞれ統計調査を実施する分散型のお調整を行う機関として、統計制度の企画・立案、統立の重複排除等を行いつつ、統計の体系的整備を図ったして、国勢の基本に関する統計の作成・提供を行ったれらは、行政施策の企画・立案・評価、国民や事け、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠である。	計調査の計画の事前の ている。また、府省札 ている。 業所・企業などの合理	の審査・調整等を実施し、統計調 黄断的な統計調査を実施する機関

#### (有効性)

「社会の情報基盤」としての公的統計の体系的かつ効率的な整備、その有用性の確保を図るため、統計法を全面的に改正する法案を平成19年通常国会に提出(同年5月に成立)したほか、統計調査に関する審査・調整も着実に実施されているなど、統計行政の基本的事項の企画・立案、社会・経済の実態に対応した統計作成のための調整の成果が上がっている。また、統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保、統計データの利用促進、統計に関する国際協力の推進に関する取組も順調・着実に進んでいる。

国勢の基本に関する統計の作成については、社会経済情勢と行政需要を踏まえた集計事項の充実、結果公表の早期化等を図っており、着実に実施されているものと判断される。なお、今後とも、統計需要や調査環境の変化に対応するため、統計制度改革の方向性を踏まえ、有識者による検討会等において引き続き調査方法の改善等幅広く検討を進める必要がある。また、統計情報の的確な提供についても、提供する統計情報を継続的に充実させるとともに、目標値を概ね上回るアクセスを受けており、的確な情報提供を行っている。以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整

#### 施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等

# (効率性)

備・提供を図る上で有効。

統計調査の効率的実施に資するための民間委託の推進に係る取組の成果が上がっているが、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)等を踏まえ、統計調査の市場化テスト・民間開放を推進するため、統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定等に向けた取組の継続が必要。

また、家計調査について、パソコンを活用した審査方法の見直し等により結果の公表の早期化を行ったほか、政府統計の総合窓口である統計データ・ポータルサイトは毎年度経費を節減しつつアクセス件数15%以上増加という着実な伸びをみせているなど、国勢の基本に関する統計調査の実施・提供を効率的に行っている。

なお、統計調査に関する審査・調整、統計調査の実施体制の確保等のための取組を、総務省において政府 横断的に一元的に行うことは、統計の体系的整備等を図る上で効率的である。

以上のとおり、総務省の取組は、社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る上で効率的である。

#### (反映の方向性)

新たな統計法制度の施行に向けた取組が必要。国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を進める。統計調査の民間開放について、実証的な検証の事前実施等、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要。情報通信技術の活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図る。

# 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

#### (基本目標)

社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を図る。

#### (主な指標の状況)

主な指標		目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
各種研修 受講者の 満足度	地方業務研修 (中央研 修) 登録調査員中央研修 登録調査員地域プロック 別研修	80%	18年度	74.8% (90.5%)	66. 4% (89. 5%) 72. 9% (100%)	89.4% (98.3%) 86.2% (97.2%) 88.9% (100%)
統計調査 結果の提 供状況	ル数及びアクセス件数	ファイル数:約130万件 アクセス件数:約270万件 アクセス件数:約90万件		約304万4000件	約99万6000件 約370万5000件	約101万8000件 約321万8000件 約90万5000件

- ○統計調査の審査による主な改善事例
- ・作物統計調査において、実地調査の廃止・標本調査の導入に伴う調査票の簡素化及び調査事項の縮減を承 認
- ・観光立国の推進に向けた観光政策の基礎資料とすることを目的とした「宿泊旅行統計調査」を承認し、観光統計体系の整備を推進。
- ○統計調査等を11件実施(平成18年度目標:11件実施)したほか、統計調査の民間開放など統計需要や調査 環境の変化に応じた調査の改善に資するための各種取組を実施している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
関係する施政方針演説等内閣の重要の(主なもの)	経済財政運営と構造改革 に関する基本方針2006	平成18年7月7日閣議決定	(サービス統計の拡充) サービス統計の抜本的拡充を図る。 (統計制度改革) 統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出する。			
	規制改革・民間開放推進 三か年計画(再改定)	平成18年3月31 日閣議決定	○総務省は、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 ○指定統計調査について、平成19 年度までに(平成19 年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19 年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18 年度前半までに、そのための計画を策定する。			
	公共サービス改革基本方 針 (改定)	平成18年12月22 日閣議決定	○科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。 ○総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。			

評価実施時期:平成19年6月

担当部局名:人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課

11 Im 20/10/21/19	: 平成(9年6月	政策体系上の位置付け							
施策名	受給者の生活	を支える恩給行政の推進	<u>É</u>	6 国民の安全・安心の確保 政策26					
施策の概要	社会経済情勢を踏まえた恩給年額の適正な改定を行うとともに、支給手続の簡素化、合理化によるる者等の負担軽減、恩給請求の迅速な処理等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る								
	【評価結果の概要】								
	(必要性) 恩給制度は国家補償の性格を有する制度であることを踏まえて、毎年度の支給額について適正な改定を 行う必要がある。 恩給受給者の高齢化が進んでいること等を踏まえ、支給事務手続の簡素、合理化に努めるとともに、 迅速な請求処理等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。								
	(有効性) 平成18年に行った恩給法のの生活の安定を確保し、納税者る。 行政サービスの向上、業務処後実施する取組を総合的、計画日決定)等に基づき、これまで答負担を軽減するなど、行政サ	子である国民の理解を得 L理の迅速化・効率化等 面的にまとめた「恩給業 で隔年としていた恩給受	る上でも最善の措 を図るため、平成 務の業務・システ 給権調査(誕生月	置と考えられ、有 22年度を移行目 ム最適化計画」 調査)を廃止し、	「効性が認められ  標年度として今 (平成17年6月29 受給者の調査応				
	( <b>効率性)</b> システムの最適化に係る外部 委託を行うなど最小限のコスト								
概要と達成す	改定が自動的に行われるよう制度上の措置を講じたことにより、今後の取組の必要性がなくなったため、								
べき目標等	(反映の方向性) ・必要に応じて現行制度の改正について検討 ・事務処理の見直しを検討								
	  【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	(基本目標) 恩給年額の適正な改定、受給者等に対するサービス向上(受給者等の負担軽減、恩給請求の速やかな処理)を図る。 (参考となる指標の設定根拠・考え方) 本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検 討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。								
	参考となる指標	平成16年度	平成17年度		平成18年度				
	毎年度の受給者数	128万人	121万人	114万/					
	毎年度の恩給年額	平均87万円	平均86万円	平均857					
	受給者等の支給手続き上の 負担軽減度	2手続の廃止を措置	1手続の廃止を措置		経止を措置				
	年度末における請求未処理 案件比率 (年度末における残件数 /月間平均処理件数)	0.9月分 (2,467/2,800)	0.6月分 (1,593/2,592)	0.6月月 (1,364/					
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)						
関係する施 政方閣の 等 政策(主な もの)	規制改革・民間開放推進3か年 計画(再改定)	平成18年3月31日 間 措置事項 7 金融関係 オ その他 ⑥ 恩給の支払(総務省) 【措置内容】 恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。 【実施予定時期】 平成19年10月以降に実施。							